

## 第2 業務内容と実績

## 第2 業務内容と実績

### I 生活環境施策

#### 1 食品衛生（生活衛生班）

##### (1) 食品衛生

###### ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

内容 (ア) 飲食店、給食施設等の食品を調理加工する施設の監視指導

(イ) 食品収去検査

(ウ) 食中毒調査

(エ) 衛生教育等

###### 成果・実績

平成21年度の総監視件数は、2,460件であった。（第4統計2-(1)、(3)）。

また、食中毒が5件発生し、病原物質はカンピロバクター、サルモネラ属菌等となっている（第4統計2-(4)）。

食品の収去検査については、食品衛生広域監視班（中央保健所内）を中心に実施し、中部保健所では、収去検体数は54件となっている。（第4統計2-(5)）

食品に関する苦情は、96件あり、有症苦情が主であった。（第4統計2-(6)）

給食施設、ホテル、飲食店等で調理従事者を対象に行った食品衛生講習会は下表のとおりである（新規継続の講習会を除く）。

平成21年度食品衛生講習会	
回数	受講者数
34	1,492

###### イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容 (ア) 食品衛生指導員による巡回指導

(イ) 食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

(ウ) 優良業者等の表彰

(エ) 賠償共済への加入促進等

###### 成果・実績

平成21年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者養成講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為の食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行った。

新規継続の講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
52	1,669	7	630	8,491	4,089

## 2 環境保全（環境保全班）

### (1) 大気汚染、騒音・振動、悪臭防止対策

#### ア 大気汚染、騒音・振動、悪臭防止

目的 大気汚染の防止、ダイオキシン類、騒音、振動、悪臭の発生防止

根拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県公害防止条例

内容 地域住民の生活環境の保全を図るために、法律や県条例に規定されたばい煙発生施設、粉じん発生施設、騒音に係る特定施設や悪臭に係る特定施設（廃棄物焼却炉、ボイラー、破碎機、空気圧縮機、畜舎等）の届出指導及び公害発生防止に関する監視指導業務

#### 成果・実績

平成21年度届出件数（大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び沖縄県公害防止条例）

沖 縄 県 公 害 防 止 条 例	特定施設の種類	届出状況	件数	大 気 汚 染 防 止 法	特定施設の種類	届出状況	件数
	ばい煙発生施設	特定施設設置数	1		ばい煙発生施設	特定施設設置数	1
		特定施設使用廃止数	1			特定施設使用廃止数	3
	粉じん発生施設	特定施設設置数	7		粉じん発生施設	特定施設設置数	9
		特定施設使用廃止数	0			特定施設使用廃止数	0
	騒音に係る特定施設	特定施設設置数	288		特定粉じん排出等作業届出数		10
		特定施設使用廃止数	0		特定施設の種類 大気基準適用施設	届出の内容	件数
	悪臭に係る特定施設	特定施設設置数	0			施設設置数	0
		特定施設使用廃止数	0			施設使用廃止数	2

#### イ フロン回収破壊法に基づく登録関係

目的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止

根拠 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

内容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を廃棄する際には、県知事の登録を受けた事業者に回収させる必要があり、保健所においては事業者の登録指導等を行っている。

#### 成果・実績

平成14年4月1日から施行され、平成22年3月31日現在の第一種フロン類回収業の管内登録業者数は96、沖縄県全体の登録業者数は346である。

### (2) 水質汚濁防止対策

#### ア 事業場排水対策

目的 公共用水域の水質汚濁防止

根拠 水質汚濁防止法、沖縄県公害防止条例

内容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るために、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出指導、及び既設事業場等の排水基準遵守状況監視指導業務

## 成果・実績

### (ア) 平成21年度届出件数

平成21年度中に水質汚濁防止法に基づく届出は22件で、その内訳は下表のとおりであった。

届出種類	件数	内訳等
設置届	10	生コン製造業1、し尿処理施設1、自動式車両洗浄施設4、豚房施設3 飲料製造業1
構造等変更届	3	旅館業2、畜産食料品製造業1
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	9	旅館業2 し尿処理施設4、自動式車両洗浄施設1、焼却施設(一廃)1、下水道終末処理施設1

### (イ) 平成21年度事業場排水調査状況

1日の排水量が50m<sup>3</sup>を超える26施設の排水を採取し、排水基準の基準の遵守状況を調査した。調査の結果、排水基準に不適合な施設はなかった。

(第4統計3-(1))

#### イ 公共用水域の水質監視

目的 公共用水域の水質の監視

根拠 水質汚濁防止法 平成21年度公共用水域の水質測定計画

内容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域の環境基準の維持達成状況等の監視調査。海水浴シーズン前及びシーズン中に、年間1万人以上が利用する管内の海水浴場の水質を調査を行った。

#### 成果・実績

公共用水域の水質調査結果を第4統計3-(2)、海水浴場の調査結果は第4統計3-(3)に示す。

### (3) 赤土等流出防止対策

目的 赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図る。

根拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内容 1,000m<sup>2</sup>を超える一団の土地における土地の形質を変える事業行為（宅地造成、道路工事、農地造成等）を行う者は、県知事に、赤土等の流出防止対策を記載した届出書（民間事業）もしくは通知書（公共工事）を事前に提出することになっており、保健所は届出書等の受付及び審査、現場の対策指導及び監視を行っている。

#### 成果・実績

平成21年度における沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為の通知及び届出件数は、合計で247件であり、10,000m<sup>2</sup>以上（本庁審査）は38件、10,000m<sup>2</sup>以下（保健所審査）は209件であった。（第4統計3-(4)）

#### (4) 廃棄物対策

目的 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、ちゅら島環境美化条例

内容 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業者等への周知。

成果・実績 平成21年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、延べ1,190件の立ち入り検査を行い、7件の文書指導を行った。又、市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロールを実施した。

#### (5) 净化槽

目的 净化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠 净化槽法、沖縄県净化槽保守点検業者の登録に関する条例

内容 净化槽の設置等に係る各種届出書の受付及び審査、台帳の作成による設置状況の把握、净化槽保守点検業の登録、净化槽の維持管理に関する指導などを行っている。

成果・実績

平成21年度末現在、中部保健所管内の净化槽設置基数は、単独処理净化槽が25,253基、合併処理净化槽が6,154基の計31,407基である（台帳登録件数）。当所では、净化槽管理者に対し、净化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

#### (6) 公害苦情処理

内容 住民等からの公害関係苦情を受けて、現場の調査を実施すると共に発生源等に対して行政指導を行い、必要に応じて関係法令に基づき改善するよう勧告する。

成果・実績

平成21年度に処理した公害関係苦情処理件数は下表のとおりである。

苦情の種類	処理件数	発生源等
大気汚染（ばい煙・粉じん・アスベスト）	2	工場・事業場等
水質汚濁（事業場排水・浄化槽・赤土等）	5	個人住宅、開發現場
騒音・悪臭	11	畜産業、工場等
その他（廃棄物関係・野外焼却 等）	1	事業場
合計	19	

#### (7) 水質汚濁に係る事故処理

内容 中部保健所管内の公共用水域において、魚類の死事故、油流出事故、米軍基地由来の排水事故が発生した場合、現地調査や各関係機関に連絡を速やかに行い、その原因究明や被害防止に努める。

## 成果・実績

平成21年度に発生した事故は下記のとおりである。

事故の分類	事故発生件数（件）
魚類のへい死	2
油流出事故	2
米軍基地排水事故	2
その他	0
合計	6

### 3 生活衛生（生活衛生班）

#### （1）簡易専用水道

目的 簡易専用水道の管理を適正に行う。

根拠 水道法

内容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、有効容量10m<sup>3</sup>を超える受水槽を「簡易専用水道」といい、設置者は保健所への届出及び貯水槽の清掃・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

#### 成果・実績

平成21年度は21件の設置届があり、管内の届出総数は763件となっている。また、年1回の定期検査の実施状況は97%であった。

#### （2）生活衛生関係営業施設

目的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法

内容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査を行う。また、これら営業施設の監視指導を行う。

#### 成果・実績

コインオペレーションクリーニング事業所（隔年実施）の実態調査を行った。

#### 平成21年度生活衛生関係営業施設届出件数

区分	理容所	美容所	クリーニング所	旅館業	公衆浴場	興行場
開設・許可	11	36	16	47	0	0
変更	4	30	1	28	5	0
廃止	12	24	5	11	3	0
その他	36	38	0	0	0	0

#### （3）建築物衛生関係施設

目的 建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

**内 容** 特定の用途、延べ床面積3,000m<sup>2</sup>以上を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1 建築物清掃業         | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 2 建築物空気環境測定業     | 6 建築物排水管清掃業    |
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 4 建築物飲料水水質検査業    | 8 建築物環境衛生総合管理業 |

#### 平成21年度建築物衛生関係届出件数

区分	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	6	6
変 更	25	5
廃 止	0	0

#### (4) 墓地・納骨堂・火葬場

**目 的** 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

**根 拠** 墓地、埋葬等に関する法律

**内 容** 許可申請のあった墓地等について書類審査、現地調査を行う。

**成果・実績**

平成21年度の個人墓地の許可件数は381件だった。

恩納村においては平成21年4月1日より、法律に基づく墓地等経営許可等の権限について移譲された。

#### (5) 海洋危険生物危害防止

**目 的** ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

**根 拠** ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

**内 容** 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。

**被害状況** 平成21年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で46件（内ハブクラゲは33件）だった。

#### (6) ハブ対策

**目 的** 管内市町村のハブ対策について関係機関と連携を図り、ハブ咬傷の未然防止に努める。

**根 拠** 沖縄県ハブ対策基本計画、沖縄県ハブ対策連絡協議会設置要綱

**内 容** 中部保健所管内ハブ対策地区協議会設置要綱を定め、地区協議会を開催した。

## 4 医務薬務（生活衛生班）

### （1）医事

目的 医療従事者免許申請事務と併せて、病院、診療所等の構造設備を確認、指導すること等により管内における適切な医療提供施設等の確保を図る。

根 拠 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法等。

内 容 免許申請、許可申請又は届け出のある件につき書類審査又は現場調査を実施する。

#### ア 業務

医師など医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持するとともに、住民の健康な生活を確保するという公共的な任務を有する。このため、これらの資格を高い水準で定める免許制度となっている。

保健所では、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。

また、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師施術所など保健医療施設の開設等に伴う届出等の受理、施設検査等を行っている。

管内の29病院を対象に、毎年1回、医療法第25条により立入検査を実施している。

病院医療監視といわれるものであるが、医療事故防止や院内感染防止対策など適正な医療の確保に資するため、医療法上の医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6部面にわたり検査を実施している。

#### イ 市町村別医療施設状況

平成22年3月末現在の管内医療施設は病院29施設、診療所が407施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

#### ウ 管内病院施設

管内にある29の病院については、第5資料の病院施設の項に一覧表を掲げてある。

### （2）薬事

目的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、薬店等の構造設備を確認、指導すること等により管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根 拠 薬剤師法、薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等。

なお、平成18年「薬事法の一部を改正する法律」により、昭和35年制定の現行の薬事法制定以来、46年ぶりに医薬品販売制度が大幅に改正され、同年6月から一部施行され、平成21年6月1日から全面施行となった。

その主な改正点は、医薬品のリスクの程度に応じた情報提供と相談体制の整備、一般用医薬品の販売を担う新たな専門家として登録販売者の創設（平成20年度から都道府県で試験を実施）、医薬品販売業における適切な情報提供及び相談対応のための環境整備、医療用医薬品と一般用医薬品の区別の明確化及び医薬部外品の整理等である。

内 容 免許申請、許可申請又は届け出のある件につき書類審査又は現場調査を実施する。

## ア 業務

医薬品は医療上有用であり、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、薬事法に基づく薬局、医薬品販売業などの店舗等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物又は劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

麻薬は疼痛緩和など医療上有用であることから、その施用等にあたっては県知事の免許を受けて行うことができる。関係申請書等は保健所において受け付けている。

### イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品医薬品販売業店舗数は第4統計5-(2)のとおりである。

### ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第4統計5-(3)のとおりである。

### エ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の健康上の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

麻薬、覚せい剤、シンナーなどの薬物乱用について、管内には、知事から委嘱を受けている沖縄県薬物乱用防止指導員が48名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

## (3) 献血思想の普及

現在、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血（400mL・200mL・成分）によらなければならない状況である。

なお、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

当所管内には、献血思想の普及について、県知事から委嘱を受けた献血推進員が1名配置され、管内11市町村において献血に対する住民の協力と理解を深める活動を行っていたが、平成20年度をもって献血推進員は廃止された。

今後の献血事業推進については、各市町村に献血の一層の推進を図るため組織されている、献血推進協議会との連携を強化していく取り組みへシフトしている。

## II 健康づくり施策（健康推進班）

### 1 健康増進

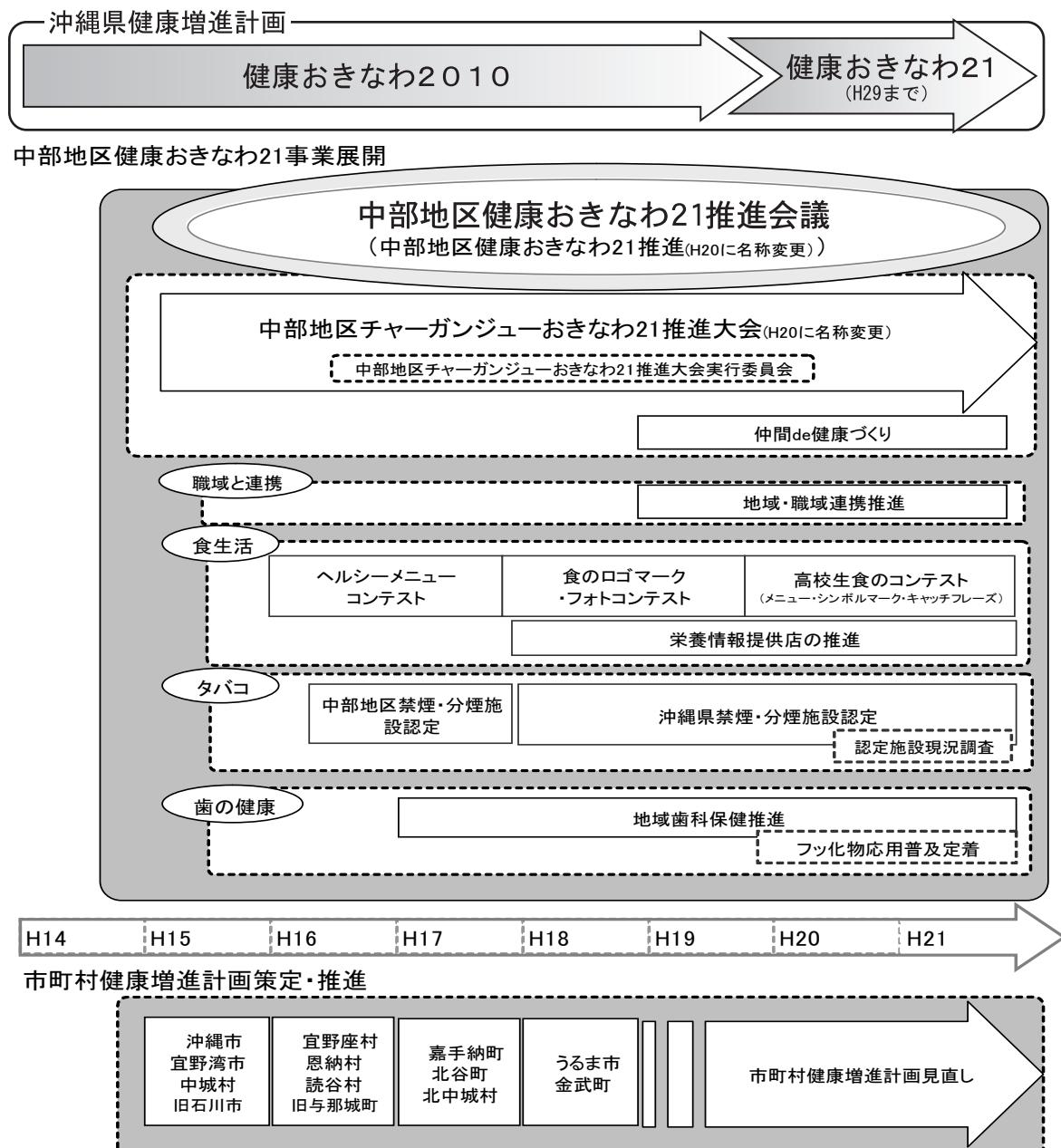
#### （1）健康おきなわ21の推進

##### ア 根拠法令及び目的

平成12年3月厚生省健医第115号により「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」が示された。内容等については健医発第613号保健医療局長通知があり、沖縄県では平成13年に「健康おきなわ2010」を策定し、県民一体の健康づくり運動に取り組んできた。その結果、県民の食生活での脂肪摂取や喫煙などの生活習慣の改善がみられたが、平成19年12月に発表された平均寿命では男性が全国25位になるなど「健康・長寿沖縄」の維持が大きな課題となっている。

こうした状況から県では、「健康おきなわ2010」を長寿世界一復活に向けた行動計画として「健康おきなわ21」へ改定し、県民の健康づくりをより積極的に推進することにした。

##### イ 中部地区健康おきなわ21の事業展開



## ウ 保健所としての取り組み

### (ア) 中部地区健康おきなわ 21 推進会議の開催

平成 16 年度から中部地区での健康おきなわ 2010 を推進、モニタリングする目的で中部地区健康おきなわ 2010 推進会議を立ち上げて活動している。

平成 16 年度に市町村会や医師会、沖縄県食品衛生協会中部支部、中部地区婦人連合会、食生活改善推進員中部支部等 16 の関係機関、団体で活動を開始しているが、活動テーマに応じ、関係機関から委員に参加して頂き柔軟に対応している。平成 18 年度は働き盛りの生活習慣病対策ということで生活習慣病専門外来をもつ翔南病院が参画し、平成 19 年度には生活習慣病予防啓発に新聞 2 社が参画。平成 20 年度は新たに栄養士会と健康運動指導士が参画する。

会議開催：①平成 21 年 6 月 18 日（木）  
②平成 22 年 1 月 21 日（木）} 内容：健康づくり事業の進捗管理  
中部地区チャーガンジューおきなわ 21 推進大会について

### (イ) 中部地区チャーガンジューおきなわ 21 推進大会実行委員会の開催

中部地区チャーガンジューおきなわ 21 推進大会を効果的、かつ円滑に実施するために実行委員会を設置し、推進大会当日までの具体的な作業を担う。

会議開催：①平成 21 年 7 月 16 日（木）  
②平成 21 年 10 月 13 日（火）  
③平成 22 年 1 月 12 日（火）

### (ウ) 第 7 回中部地区チャーガンジューおきなわ 21 推進大会の開催

中部地区において健康おきなわ 21 推進活動を総括し、地域が一丸となって健康づくりに邁進するため各々の活動を確認し、より大きな活動になるよう「取り戻そう健康おきなわ！あなたが変われば地域が変わる」をキャッチフレーズに推進大会と車両パレードを開催した。1004 人余の参加がみられた。昨年度から新たな取り組みとして、管内市町村セレモニーを充実するため各市町村で健康づくりを頑張っている団体や個人に対し中部地区健康おきなわ 21 推進会議長賞を市町村セレモニーの中で贈呈した。セレモニー最後に参加者全員で健康づくり応援メッセージを行い、健康づくりに対する機運を高めた。

a 日時：平成 22 年 2 月 18 日（木）午後 1 時～5 時 30 分

b 場所：沖縄市県総合運動公園・屋外レクドーム及び

管内市町村車両パレード

\* 平成 20 年度より、開催場所の変更と車両パレードの組み換えを行った。

c 内容：地域住民への中部地区チャーガンジューおきなわ 21 推進大会の大會宣言及びアピール文の広報

### (エ) 管内市町村健康増進計画推進の支援状況

a 管内市町村健康づくり推進協議会の運営支援

宜野湾市・沖縄市・うるま市・恩納村・宜野座村・読谷村・嘉手納町  
北谷町・北中城村

b 管内市町村健康増進計画の見直し支援

平成 18 年度管内全市町村が健康増進計画策定を済んいる。

平成 21 年度から計画の見直しに入り、宜野湾市が見直しを済ませた。

他 10 市町村は平成 22 年度から見直しに入っていく。

## (オ) 生活習慣病対策

### a 中部地区における糖尿病対策の推進

◇中部地区における患者・市町村・主治医の三者が連携し、糖尿病の重症化予防と中断者防止の目的で作成されたITを活用した～DM三人四脚プログラムへの実施を試みたが、運用には課題が多く検討が必要。

◇中部地区保健医療圏において関係機関が連携し、住民が安全で質の高い医療を安心して受けられるよう、中部地区医師会主催の中部地区糖尿病標準化治療推進検討会への参画。

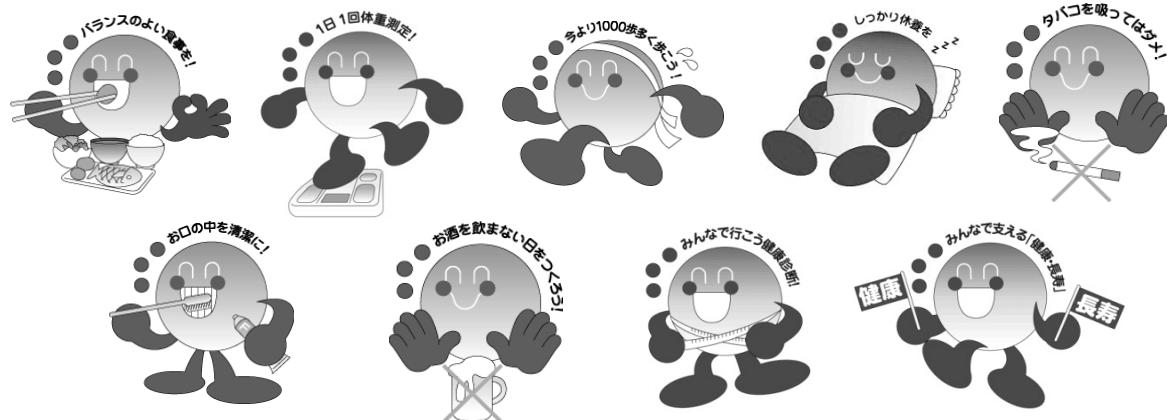
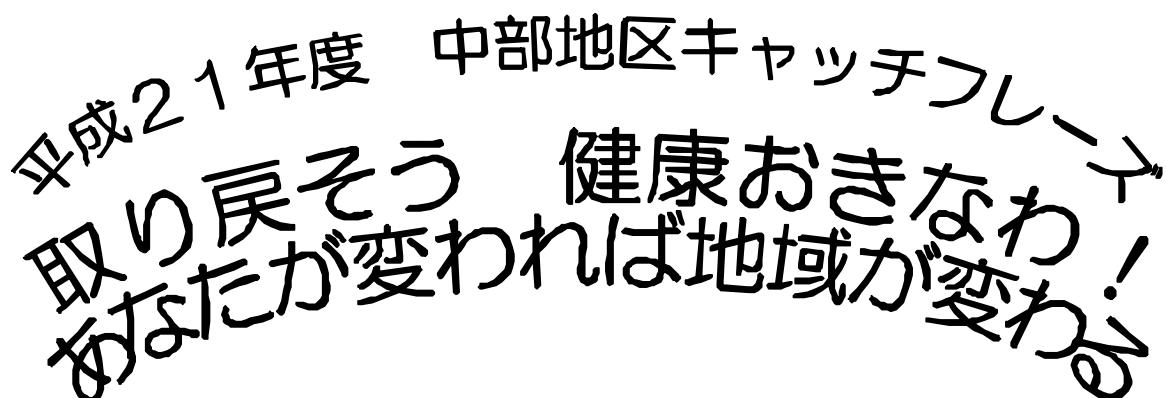
### b 「仲間 de 健康づくり」事業の実施

◇地域及び職域において健康づくりが実践できるよう「仲間 de 健康づくり」をメールを活用し、期間を決めて行う。今年度はサーバー管理を(社)日本健康俱乐部沖縄支部に移行し協働体制で実施。エントリー時期を1回から2回に増やし、参加者の拡大を図る。実践率の優秀なグループや職場に対し、「中部地区チャーガンジューおきなわ21推進大会」において表彰を行った。

参加総数 568人 内訳 グループ数 107 職場数 36

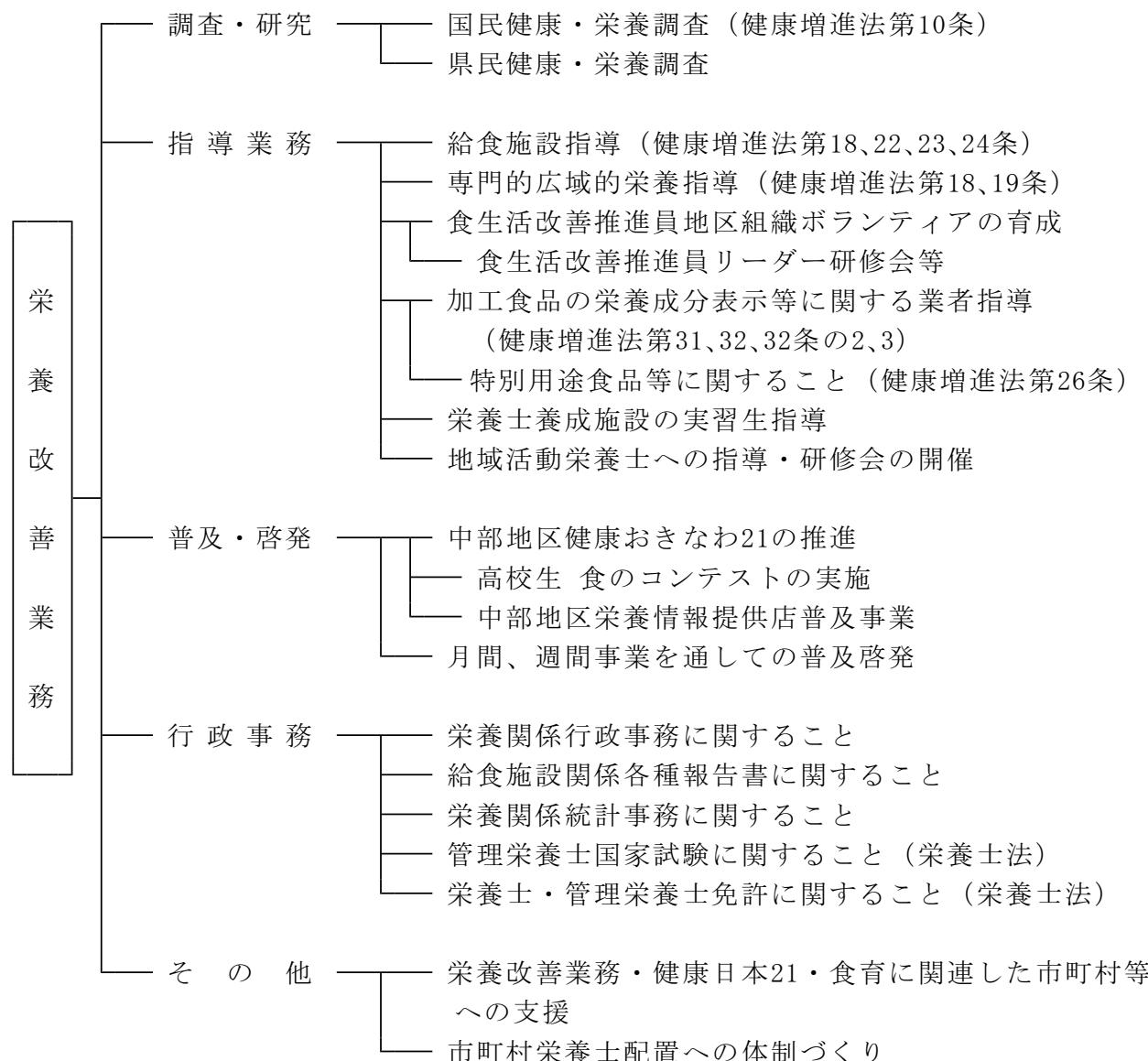
### c 普及啓発

◇パネル展示及びパネルの貸し出し



## (2) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、食品関係企業等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



### ア 栄養指導

健康増進法第18条第1項第1号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表1 栄養指導業務

個別指導					集団指導 (延人員)							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### イ 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を言う。

表2 給食施設指導状況

個別指導						集団指導	
学校	病院	児童福祉施設	老人保健施設 老人福祉施設	社会福祉施設	その他	回数	延施設数
0	2	11	0	0	0	0	0

#### ウ 栄養成分表示等に関する相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通じた健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表3 栄養成分表示等の相談・指導状況

栄養成分表示	特定保健用食品等
105件	0件

#### エ 研修会等の開催状況

市町村の栄養改善業務や健康づくり担当者、食生活改善推進員地区組織や地域活動栄養士の相互の連携と知識の向上を目指すため研修会及び会議を開催している。

表4 研修会開催状況

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
5月28日	市町村栄養担当者研修会	21人
6月8日	食生活改善推進員研修会	111人
9月9日	食生活改善推進員リーダー研修会	24人

#### オ 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業及び食生活改善推進員中部支部事業で活躍している。

各市町村の食生活改善推進協議会及び中部支部結成状況は表5のとおりである。

表5 市町村食生活改善推進協議会結成状況 平成22年2月現在

市町村名	協議会結成年月日	協議会会員数
沖縄市	平成元年5月29日	171人
うるま市	平成18年6月1日	88人
読谷村	平成12年1月11日	42人
宜野湾市	平成15年4月1日	71人
嘉手納町	平成19年5月31日	45人
北谷町	平成20年5月26日	45人
中部支部	平成14年12月12日	462人

#### カ 高校生 食のコンテスト

健康づくりの基本である望ましい食生活について普及啓発を行い、さらに実践につなげるため、高校生を対象として食に関するコンテストを実施している。

沖縄県の食に関する問題点を改善するメッセージを込めた作品（シンボルマーク部門、キャッチフレーズ部門、メニュー部門）のコンテストを実施した。

応募数は、シンボルマーク978点、キャッチフレーズ1,118点、メニュー156点、計2,252点であり、保健所内及び実行委員での審査を経て33点32名（優秀賞15点15名、入選18点17名）の表彰を行った。

#### キ 中部地区栄養情報提供店普及事業

食環境整備事業として、飲食店との協働によりメニューの栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民がその情報を参考にして外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的として平成19年度より実施。平成21年度も市町村との協働により登録店舗数が増加した。

##### (ア) 事業の説明及び講習会の開催

a 食品衛生講習会での事業説明：51回

(イ) 登録店舗数：32件

#### ク 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づき申請業務を行っている。

その状況は表6のとおりである。

表6 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
10	2	0	33	10	3	58

## ケ 国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。

### <国民健康・栄養調査>

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るために基礎資料を得ることを目的に実施されている。

### <県民健康・栄養調査（5年に1回実施）>

県民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

平成18年度は、平成20年度の医療制度改革に伴う沖縄県の健康増進計画改定のため全国統一の手法を用いて県民健康・栄養調査を実施した。

表7 調査概要

調査年度	区分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
平成15年度	國 民	読谷村	25	80	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養摂取状況調査</li> <li>・身体状況調査</li> <li>・生活習慣調査</li> </ul> <p>*H15読谷村は 国民・県民重複</p>
		沖縄市	49	156	
	県 民	石川市	38	106	
		恩納村	29	80	
		宜野座村	60	196	
		読谷村	25	80	
		北谷町	35	108	
平成16年度					該当地区なし
平成17年度	國 民	宜野湾市 北谷町	21 10	55 28	
平成18年度	國 民	沖縄市	14	37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養摂取状況調査</li> <li>・身体状況調査</li> <li>・生活習慣調査</li> </ul> <p>*H18沖縄市（1地区）は 国民・県民重複</p>
		宜野湾市	31	89	
	県 民	沖縄市①	21	66	
		沖縄市②	14	33	
		沖縄市③	17	39	
		うるま市①	24	64	
		うるま市②	26	61	
		うるま市③	22	76	
		中城村	14	30	
平成19年度	國 民	宜野湾市 沖縄市	6 5	9 7	
平成20年度	國 民	嘉手納町	15	35	
平成21年度	國 民	宜野湾市 うるま市	11 18	22 41	

### (3) 歯科保健事業

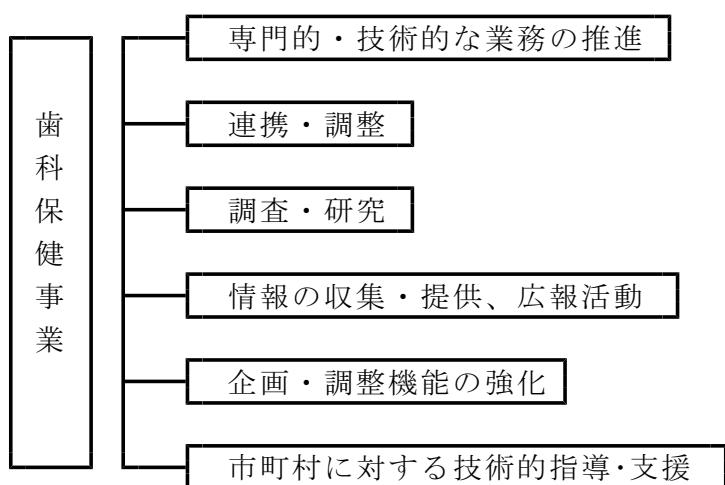
平成15年5月「健康増進法」が施行され、基本方針に歯の健康保持が記載された。歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなどの豊かな人生を送るための基礎となるものである。

保健所では、「8020運動」を推進し、各ライフステージに応じた歯科保健対策を行い生涯を通じた歯及び口腔の健康増進に努めている。

#### ア 法的根拠

地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）

都道府県及び保健所における歯科保健業務指針（平成9年3月3日健政第138号厚生省健康政策局長通知）



#### イ 専門的かつ技術的な業務の推進

##### (ア) 8020運動推進特別事業の実施

フッ化物応用推進事業においては、管内母子・学校歯科保健推進連絡会議で中部地区歯科医師会、県歯科衛生士会、県栄養士会、市町村関係者、学校保健関係者等が参加し情報交換を行った。研修会では、講演及びフッ化物洗口の取り組みについて実践報告を行った。沖縄市のフッ化物洗口事業が管内市町村へ普及拡大し管内保育施設のフッ化物洗口取り組み状況は40施設（平成22年3月末現在）で実施している。

また、歯周病予防事業においては、管内市町村母子保健推進員交流会で市町村母子保健関係者（母子保健推進員・市町村職員等）に対して「全身の健康に影響する歯周病」について講演を行った。さらに、歯を失う最大の原因である歯周病の知識及び歯周病予防のための「歯間ブラシやデンタルフロス等の使用」、「歯石除去等の定期管理の定着」を図ることを目的にリーフレットを作成し普及啓発を行った。

#### ウ 普及・啓発

##### (ア) 「歯の衛生週間」における取り組み

a 障がい児の利用の多い沖縄小児発達センターにおいてむし歯予防及び歯周病予防のパネル展示の実施、歯科保健関連チラシを配布した。

また、歯周病予防のための「歯間ブラシやデンタルフロス等の使用」と「歯石除去等の定期管理の定着」を図るために健康づくりの一環として所内でパネル展示を行った。

b 「母と子のよい歯のコンクール」は、平成 20 年度に管内市町村 3 歳児歯科健康診査を受診した児4,683人のうち市町村から第1次選出候補者 66 組の推薦数があった。保健所では第 1 次選出候補者の中から 6 組の母と子の口腔内診査等を実施し、う蝕、歯周疾患、不正咬合のない 2 組を中部保健所管内代表として県審査へ推薦した。

c 食品衛生講習会参加者へ歯周病予防関連チラシを配布した。

#### (イ) 「いい歯の日」における取り組み

(a) 歯と口の健康づくりをテーマに歯周病予防のための「歯間ブラシやデンタルフロス等の使用」と「歯石除去等の定期管理の定着」を図るために所内でパネル展示を行い、来所者及び職員対象に普及啓発を行った。

#### (ウ) 健康教育の実施

保護者に対してむし歯予防・歯周病予防について講話を行い、児に対して歯みがき指導を行った。

表1 健康教育開催状況

開催年月日	対象	参加人数
6月 11 日	中部地区ダウン症親の会	16 人

#### エ 連携・調整

幼児期・学童期のう蝕予防対策としてフッ化物応用の推進を目的とした会議や管内市町村歯科保健担当者との意見交換、障がい児（者）の歯科保健について課題に対して討議を行った。

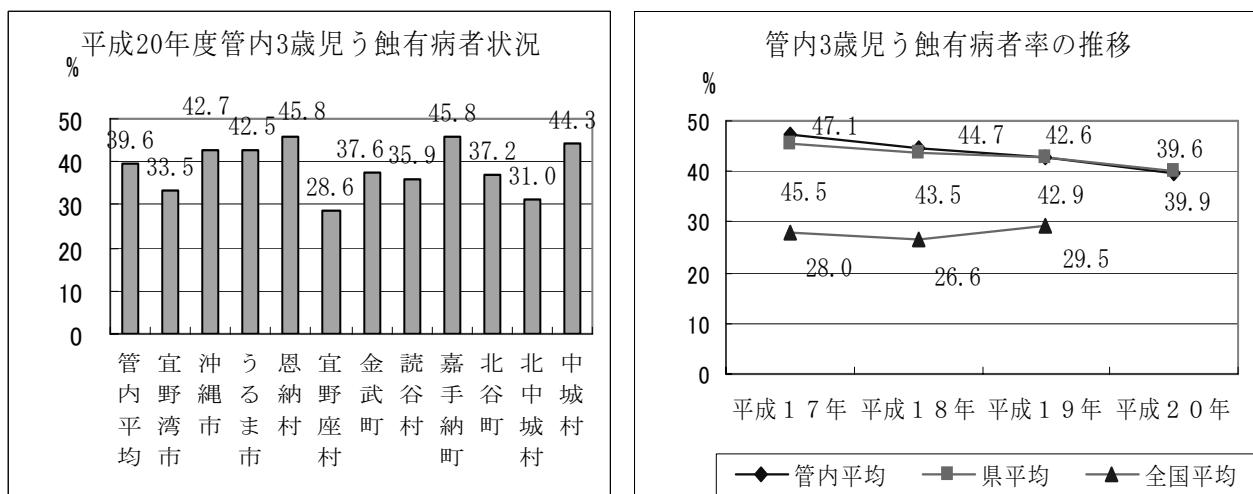
表2 会議等開催状況

開催年月日	会議名	回数	参加人数
4月 30 日	中部管内地域活動歯科衛生士連絡会	1	20人
10月 1 日	中部地区母子・学校歯科保健推進連絡会議	1	15人
1月 7 日	中部地区障がい児（者）歯科保健推進連絡会議	1	15人
2月 16 日	中部管内市町村母子歯科保健担当者連絡会	1	20人

#### オ 情報の収集・提供

(ア) 管内市町村幼児（3歳児）の口腔状況について既存データの収集

表3 管内幼児（3歳児）の口腔状況 (社) 沖縄小児保健協会報告書より



(イ) 管内市町村母子歯科保健状況（11市町村）及び管内保育施設（公立・認可）歯科保健状況（110施設）についてアンケート調査の内容確認、入力等を行い県健康増進課へデータの提供を行った。

(ウ) 管内歯科医療機関アンケート調査

フッ化物応用の取り組み状況等について管内歯科医療機関 184 件中、情報提供の承諾をいただいた 162 件の回答について内容をまとめ管内市町村母子保健主管課及び保健所ホームページにおいて情報提供を行った。

カ 市町村に対する技術的な指導・支援

保健所は、市町村における地域歯科保健活動が円滑かつ適切に実施できるよう依頼のあった市町村担当者に歯科保健のデータ及びフッ化物応用及び高齢者における口腔機能の向上等の資料提供を行い指導・支援を行った。

また、市町村母子保健担当職員及び保育施設職員等を対象にフッ化物応用の推進を目的とした研修会の実施、母子保健推進員等を対象に歯周病予防を目的とした講演を行った。

表4 実施状況

開催年月日	研修会名	参加者数	主催
6月 25日	フッ化物応用推進研修会	50人	中部保健所
7月 3日	中部福祉保健所管内母子保健推進員研修交流会（歯周病予防について講演）	200 人	※共催 中部保健所
7月14日	歯科保健研修会（恩納村）	26 人	中部保健所

キ その他

(ア) 中部管内障害者歯科地域協力医登録医院（中部保健所管内）の歯科医院リストを保健所ホームページを活用し情報提供を行った。

(イ) 沖縄県母子保健推進員連絡協議会・中部管内情報交換会へ参加し保健所歯科保健事業報告及び事業の協力依頼を行った。

#### (4) タバコ対策

##### ア 法的根拠

- ①平成 12 年 3 月 31 日付厚生省発健医第 115 号事務次官通知「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）の推進について」各論「たばこ」
- ②平成 14 年 8 月 2 日「健康増進法」公布、平成 15 年 5 月 1 日施行。第 25 条「受動喫煙の防止」
- ③たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する目的で、平成 17 年 2 月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効。

##### イ 事業内容

###### (ア) 受動喫煙防止推進事業

平成 16 年 1 月沖縄県が実施した「分煙状況実態調査」により、多数の人が利用する施設において受動喫煙防止のための禁煙・分煙対策が十分に講じられていないことが明らかになった。このような状況を踏まえ、管内の受動喫煙防止に取り組んでいる施設に認定証及び推奨シールを発行し、今後の受動喫煙防止対策の取り組みを支援することを目的に平成 16 年 5 月 1 日より事業を開始した。

平成 18 年度 5 月 31 日付けで「沖縄県禁煙・分煙施設認定制度」が創設、受動喫煙防止の制度が全県的にスタートした。平成 16 年度から 18 年 5 月 30 日までに中部保健所受動喫煙防止事業として認定した施設については、新たに受動喫煙施設として認定した。

平成 21 年度は中部福祉保健所が敷地内完全禁煙施設となり、医療機関 3 施設、飲食店 2 施設、官公庁関係 4 施設、その他の施設 4 施設の計 13 施設の認定をおこなった。

平成 22 年 3 月末現在では、敷地内完全禁煙施設 22 施設、施設内完全禁煙施設 49 施設、分煙 3 施設で合計 74 施設となっている。

###### (イ) 未成年者の喫煙防止対策

禁煙外来を実施している医療機関の紹介や学校や市町村へ教材及びパネル等の貸し出しを行っている。

###### (ウ) 世界禁煙デー及び禁煙週間行事

平成 20 年度の世界禁煙デー(WHO)のスローガン「警告!たばこの健康被害」、禁煙週間のテーマ「煙のない健康的な社会づくり」を受け、県立中部病院にてパネル展を実施した。

###### (エ) たばこ対策促進事業「若年女性に対する普及啓発に関する事業」

事業目的はタバコは、がんをはじめとする生活習慣病のほかに低体重児や流産・早産等、妊娠に関連する異常について深く関係していることから、喫煙率が上昇傾向にある若年女性に対して喫煙が及ぼす健康問題についての正しい知識の普及及び喫煙者を禁煙外来等へ結びつける為の支援を推進する。

事業内容としては、喫煙と健康問題、禁煙外来に関するリーフレット・コースター等の作成、関係機関（協会けんぽ）より出産手当金対象者等へリーフレットの個別郵送、食品衛生講習会受講者へ「たばこは美容と健康の大敵」のコースター及びリーフレットの配布、禁煙分煙普及啓発用の封筒作成及び活用。

## (5) 地域・職域連携推進事業

### ア 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん・心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービス提供体制を整備することを目的とする。

### イ 根拠

平成18年6月30日付け健発第0630003号 厚生労働省健康局長通知「地域保健医療等の推進事業の実施について」の「地域・職域連携推進事業実施要綱」

一部改正：平成21年4月1日付け健発第0401005号

### ウ 事業内容

#### (ア) 中部地区地域・職域連携推進会議の開催

平成18年8月11日 「中部地区地域・職域連携推進会議設置要領」を制定し、委員数12名で会議を設置。（平成20年9月1日改定）

平成21年度 中部地区地域・職域連携推進会議の開催

日 時：平成21年7月1日 午後2時～4時

場 所：中部福祉保健所 1階小会議室

内 容：a 仲間de健康づくりについて

　　b 具体的な地域・職域連携推進事業について

　　・地域・職域連携推進研修会（案）について

　　c 特定健康診査の受診者を増加に向けて

　　d メンタルヘルス関連の情報提供

#### (イ) 具体的な地域・職域連携推進事業について

a 中部地区地域・職域連携推進研修会の開催

日 時：平成21年10月29日 午後1時30分～3時30分

場 所：中部福祉保健所 3階研修室

テーマ：「スキルアップ！保健指導に役立つエクササイズの実践」

内 容：講義「運動指導する際の心得と知識」

　　実践「その場で出来る、エクササイズ」

　　日本健康俱楽部沖縄支部 健康運動指導士 屋我諭先生

　　日本健康俱楽部沖縄支部 健康運動指導士 新里智久先生

対 象：市町村職員、地域保健及び職域保健関係で保健指導実施者等

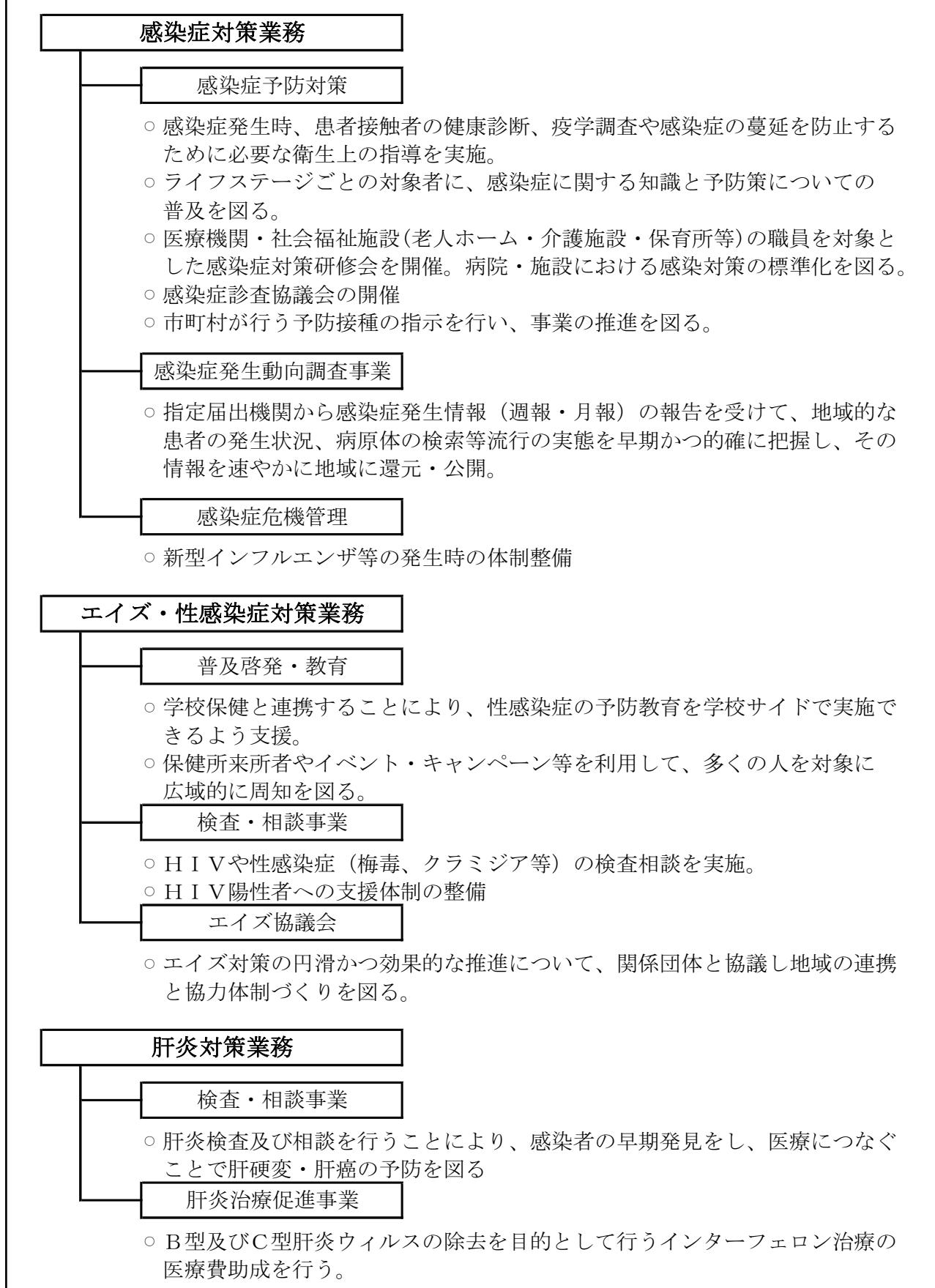
参加者：38名

#### (ウ) 地域及び職域において健康づくりが実践できるよう中部地区健康づくり支援事業「仲間de健康づくり」プログラムを地域・職域団体へ紹介した。実践後、成績優秀者等を平成22年2月18日に開催の「第7回中部地区チャーガンジューおきなわ21推進大会」にて表彰を行った。

### III 疾病対策（健康推進班）

#### 1 感染症対策事業

図1 中部保健所における感染症対策事業



## (1) 感染症対策の変遷

明治 30 年に伝染病予防法が制定されてから 100 年以上が経過し、その間医学の進歩、衛生状況の改善、国際交流の活発化、エボラ出血熱、エイズ等に代表される新興感染症の出現など、感染症を取り巻く環境は、大きく変化してきた。こうした変化に対応して平成 11 年 4 月 1 日から感染症法が施行。同時に伝染病予防法、性病予防法及びエイズ予防法が廃止された。

その後、平成 18 年 12 月の一部改正では、病原体等の管理体制の確立や、感染症分類の見直し、結核予防法を廃止し、結核を感染症法に組み込むなどの法改正（平成 19 年 4 月 1 日（一部は 6 月 1 日）より施行）が行われた。感染症分類に関しては、1 類に南米出血熱が追加され、SARS と結核が 2 類に位置づけられ、腸管出血性大腸菌・コレラ・細菌性赤痢などが 2 類から 3 類に変更となった。

さらに、平成 20 年 5 月、新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、感染症法が改正（同年 5 月 12 日施行）。鳥インフルエンザ（H5N1）が 2 類感染症へ追加され、「新型インフルエンザ等感染症」が新たに感染症類型に追加された。

## (2) 感染症発生届出状況

1 類から 5 類感染症（全数把握）が発生した場合は、保健所に届出が必要。1 類～4 類及び指定感染症については診断してから直ちに、5 類感染症（全数把握疾患）については 7 日以内に保健所に届出を行う。（感染症法第 12 条第 1 項）

表 1 中部保健所管内 1 類～5 類感染症届出状況の年次推移

分類	疾患名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1 類	発生なし	—	—	—	—	—
2 類	発生なし	—	—	—	—	—
3 類	腸管出血性大腸菌感染症					
	O-157	1	1	—	2	1
	O-26	1	2 (1)	2	1	—
	O-111	—	—	1	—	—
	O-126	—	2 (1)	—	—	—
	パラチフス	—	—	1	—	—
4 類	デング熱	1	1	—	—	—
	オウム病	—	—	—	—	1
	レジオネラ	3	2	3	2	2
	レプトスピラ	—	1	3	8	1
5 類	急性脳炎	—	—	—	2	4
	ジアルジア症	—	—	—	—	1
	髄膜炎菌性髄膜炎	—	—	—	—	1
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	—	—	—	—	1
	後天性免疫不全症候群	—	—	—	—	1
	ウイルス性肝炎	—	1	—	—	—
	劇症型溶血性レンサ球菌咽頭炎	1	1	—	—	—
	アメーバ赤痢	1	1	—	1	—
	梅毒	3	2	2	1	—
	破傷風	—	1	1	—	1
	麻しん	—	—	—	17	—

注1) ( ) は無症状病原体保有者

注2) 麻しんは平成20年より全数把握

### (3) 感染症発生動向調査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、地域における患者情報及び病原体情報を収集・解析し、これらの情報を関係機関に公表している。

図2 感染症発生動向調査の概要

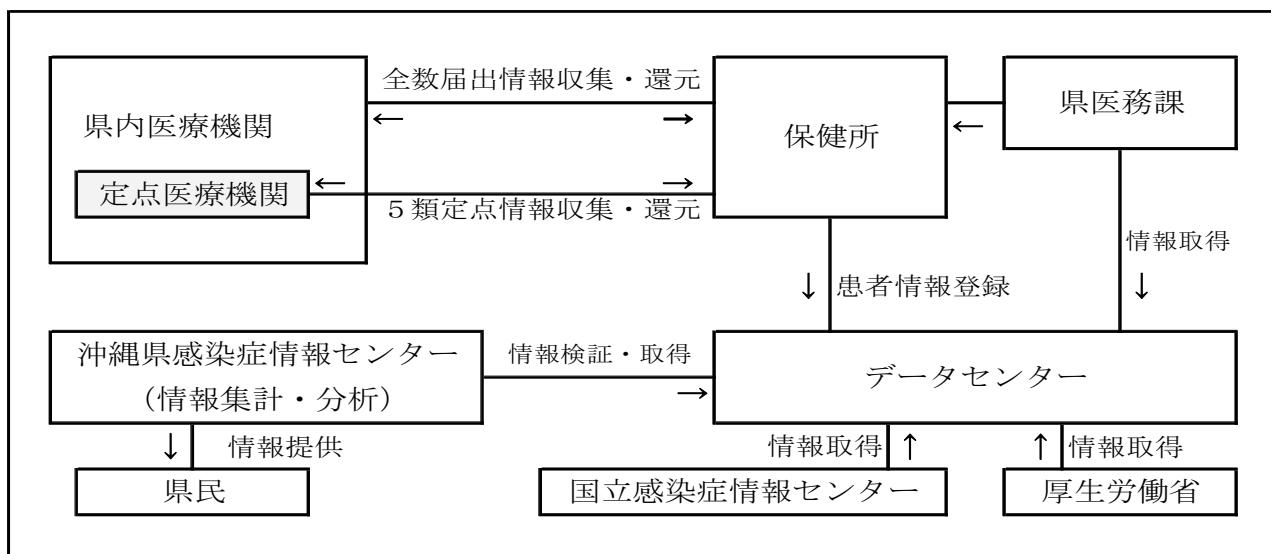


表2 平成21年 中部保健所管内における5類(定点把握) 感染症月別報告状況

	疾 患	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1	インフルエンザ	5,002	1,350	240	403	898	1,173	1,201	2,272	1,032	1,439	1,964	2,450	19,424
2	R Sウイルス 感染症	0	1	1	4	6	2	16	2	0	0	2	1	35
3	咽頭結膜熱	3	4	1	3	4	0	0	4	3	0	0	0	22
4	A群溶血性連鎖 球菌咽頭炎	34	48	36	35	28	30	15	12	27	18	17	26	326
5	感染性胃腸炎	117	60	105	119	100	39	46	32	20	20	21	160	839
6	水痘	132	215	127	151	111	59	57	26	21	22	20	51	992
7	手足口病	2	2	0	2	2	3	9	22	91	150	68	12	363
8	伝染性紅斑	1	3	2	3	1	2	5	0	0	0	1	1	19
9	突発性発疹	14	18	18	22	24	27	39	15	19	16	1	1	214
10	百日咳	5	6	9	9	7	4	2	5	10	3	0	5	65
11	ヘルパンギーナ	0	1	0	5	3	2	7	7	21	18	6	2	72
12	流行性耳下腺炎	42	39	53	93	95	90	117	132	142	112	117	114	1,146
13	急性出血性 結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	流行性角結膜炎	16	10	7	19	13	5	2	8	6	3	0	1	90
15	細菌性髄膜炎 (真菌性含む)	9	9	6	14	4	4	4	6	11	5	8	1	81
16	無菌性髄膜炎	1	1	2	2	1	3	2	0	5	0	2	0	19
17	マイコプラズマ 肺炎	53	38	43	58	48	36	47	29	23	10	21	15	421
18	クラミジア肺炎 (ウム病除く)	0	4	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	8
	計	5,431	1,809	650	943	1,345	1,479	1,570	2,573	1,431	1,817	2,248	2,840	24,136

#### (4) 感染症診査協議会

平成 19 年 4 月、結核予防法を廃止し、感染症法に統合したことで、感染症診査協議会と結核診査協議会も統合された。結核以外の感染症発生に伴う開催は平成 15 年以降なし。

#### (5) 予防接種事業

予防接種法に基づく定期の予防接種は、市町村長が行うこととされている。県保健所は、予防接種法第 3 条第 1 項に基づき、市町村が行う予防接種の指示を行い、予防接種事業の円滑な推進を支援。また、予防接種率向上のための関係機関との連絡・連携の役割を持ち、住民からの予防接種相談にも対応している。

#### (6) エイズ・性感染症対策

保健所では、昭和 62 年からエイズについての相談や H I V 抗体検査を実施している。平成 5 年 10 月より検査が匿名かつ無料で受けられる通常検査体制が開始。平成 17 年 4 月には、その日の内に結果がわかる即日検査（予約制・毎週水曜日実施）が新たに開始された。平成 18 年 4 月には即日検査実施日を拡大（毎週火・水曜日）し、平成 19 年 5 月から夜間即日検査（第 3 水曜日）を導入。

表 3 年次別 H I V 抗体検査・相談実施状況

年		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
検査件数	男	144	166	247	294	459	481	322
	女	200	132	227	290	418	417	278
	総数	344	298	474	584	877	898	600

平成 21 年の受検者総数は 600 名。受検者は年々増加していたが、21 年は減少した。

男性 322 名 (53.7 %)、女性 278 名 (46.3 %) で男女の差は殆ど無い。年齢別では、男女とも 20 代の受検者（男：134 名、女：148 名）が最も多く、次いで 30 代となっている（男：94 名、女：82 名）

図 3 H I V 抗体検査数（男女別）年次推移

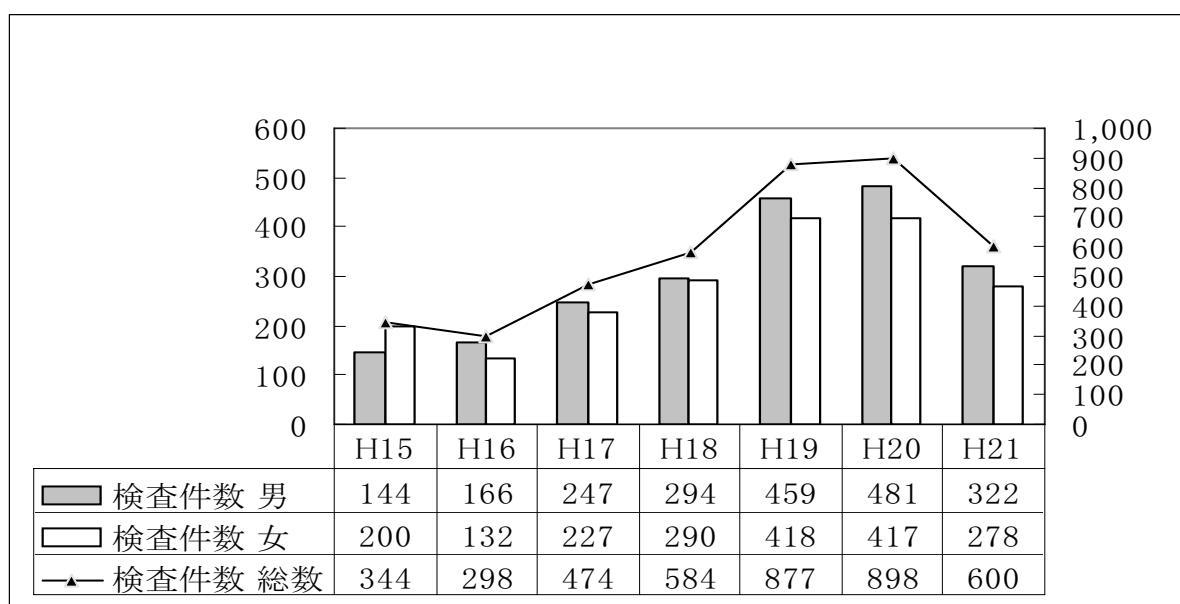


表4 年次別性感染症検査・相談実施状況

年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
梅 毒	17	41	75	18	29

## (7) エイズ対策連絡協議会

厚生労働省健康局長通知（平成14年3月27日付健発第327013号）エイズ対策促進事業実施要綱、中部保健所地域エイズ対策連絡協議会設置要綱に基づき協議会を設置。エイズ対策の円滑かつ効果的な推進について、関係団体等と協議し、地域の連携と協力体制づくりを図ることを目的とする。委員は、市町村行政担当職員、小中高の養護教諭及び教育行政関係者、医療関係者、ボランティア、その他団体関係者等10名からなる。

## (8) 肝炎対策

国は、平成14年度から「C型肝炎等緊急総合対策」を実施。平成16年12月9日にはフィブリノゲン製剤納入先医療機関のリストを公表したこと等で、C型肝炎に関する社会的関心が高まってきた。平成20年度には、新たな肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」を策定。

保健所においては、平成13年6月1日よりC型肝炎に関する相談及び有料での抗体検査を開始。平成14年6月には、HIV検査受検者のC型肝炎検査の無料化（現在は廃止）、平成20年4月1日からはリスクが高い医療行為を受けた者など一部対象者についてC型肝炎検査費用を無料としている。

また、将来の肝硬変、肝がんの予防を図ることを目的に、B型ウィルス性肝炎及びC型ウィルス性肝炎に対して、インターフェロン治療にかかる医療費助成を平成20年4月1日より開始している。

表5 年次別B型・C型肝炎検査相談実施状況

年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
C型	24	23	66	54	63
B型	19	34	77	30	51

表6 平成21年度インターフェロン治療費助成事業月別申請数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
申請数	5	2	1	8	3	4	5	5	3	6	3	8	53

## 2 結核対策事業

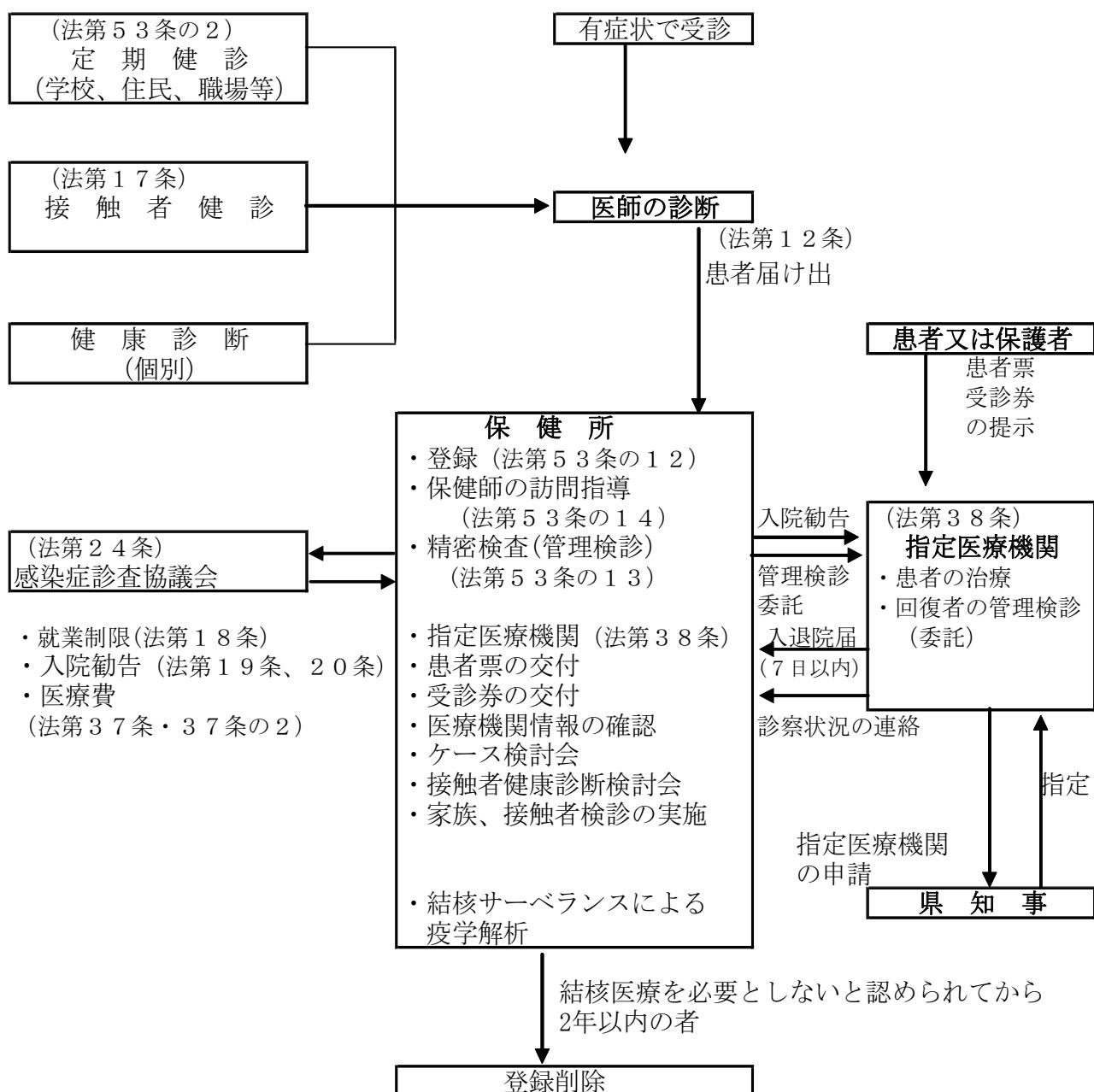
結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、公共の福祉を増進する事を目的とする。

### (1) 結核対策における保健所の役割

結核対策は、感染症法に基づいて行われており、登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し保健所で把握された諸情報、訪問で把握された情報、主治医からの情報を基に医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

### (2) 体系図

結核患者の届出から登録削除まで



### (3) 結核登録患者状況

#### ア 新登録患者数及び罹患率の年次推移

年	中部保健所		沖縄県		全国	
	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率
平成17年	114	24.4	310	22.8	28,319	22.2
平成18年	100	21.4	285	20.8	26,384	20.6
平成19年	94	20.0	252	18.4	25,311	19.8
平成20年	94	19.9	277	20.1	24,760	19.4
平成21年	77	16.2	235	17.0	24,170	19.0

\* 罹患率：人口10万対

\* 平成19年、20年、21年新患者登録実数は転症患者数を除外したもの

(システムの変更による)

平成21年の新登録患者数は77人、男性50人、女性27人で、罹患率は16.2と低くなっている。

#### イ 学会分類別新登録患者年次推移

年	区分	活動性結核									※潜在性 結核感染 症 (別掲)	
		総数	総数	肺結核活動性				その他結 核菌陽性	菌陰性・ その他	肺外結核 活動性		
				喀痰塗抹陽性	初回治療	再治療	総数					
平成17年	中部	114	76	35	33	2	28	13	38	6		
	県	310	211	90	82	8	84	37	99	29		
平成18年	中部	100	66	36	34	2	23	7	34	7		
	県	285	192	98	90	8	63	31	93	18		
平成19年	中部	94	60	32	27	5	23	5	34	4		
	県	252	149	75	63	12	57	17	103	18		
平成20年	中部	94	58	27	24	3	27	4	36	8		
	県	277	178	83	74	9	73	22	99	21		
平成21年	中部	77	57	22	19	3	30	5	20	15		
	県	235	169	96	81	15	53	20	66	40		

\* 資料:結核の現状(沖縄県)

肺結核喀痰塗抹陽性（感染性あり）は、22人で全登録の28.6%。肺外結核は20人で26.0%であり、結核性胸膜炎、リンパ節結核が多い。

※潜在性結核感染症：従来「化学予防」「マル初」「予防的治療」などさまざまに呼ばれてきた発病予防の治療をすべて「潜在性結核感染症治療」と呼ぶ。

(2007年4月改正感染症法施行後)

ウ 年齢階級別新登録患者数

年齢区分	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	県	管内	県	管内	県	管内	県	管内	県	管内
	310	114	285	100	252	94	277	94	235	77
年 令 別 階 級 別	0~4	3	0	1	1	0	0	0	0	0
	5~9	1	0	1	0	0	0	0	1	1
	10~14	1	0	3	1	0	0	0	0	0
	15~19	2	2	3	1	1	0	3	2	1
	20~29	15	3	15	6	11	4	8	12	2
	30~39	26	8	17	5	13	7	16	12	6
	40~49	25	11	22	5	16	8	14	12	8
	50~59	39	14	32	11	36	10	36	43	15
	60~69	48	16	40	13	44	15	49	31	12
	70才以上	150	60	150	57	131	50	151	122	32

\*資料：結核の現状（沖縄県）

平成21年は0~19才の届出は2件、70歳以上の高齢者は32人で全体の41.0%を占めている。

エ 市町村別新登録患者年次推移

市町村	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	新登録数	罹患率								
宜野湾市	22	24.4	15	16.6	15	16.5	18	19.6	11	11.9
沖縄市	32	26.0	22	17.2	18	14.0	37	28.7	23	17.7
う る ま 市	石川市	(5)								
	具志川市	(12)								
	与那城町	(3)								
	勝連町	(4)								
	小計	24	21.7	29	25.5	28	24.6	24	21.0	17
恩納村	3	31.1	6	62.1	3	30.8	3	30.8	3	30.6
宜野座村	1	19.8	0	0	1	19.4	2	38.5	1	18.9
金武町	3	28.3	3	28.0	1	9.3	2	18.4	3	27.6
読谷村	10	26.4	6	13.4	9	24.0	3	8.0	4	10.5
嘉手納町	9	66.0	5	36.8	1	7.4	2	14.7	5	36.5
北谷町	3	11.1	7	25.9	7	25.8	1	3.7	2	7.3
北中城村	5	30.5	3	19.0	5	31.5	1	6.3	2	12.7
中城村	1	6.1	4	24.8	6	36.5	1	6.0	6	35.3
管内総数	114	24.4	100	21.4	94	20.0	94	19.9	77	16.2
沖縄県	310	22.6	285	20.8	252	18.3	277	20.1	235	17.0

平成21年の市町村別罹患率をみると、中部管内罹患率16.2より高くなっている市町村は沖縄市17.7、恩納村30.6、宜野座村18.9、金武町27.6、嘉手納町36.5、中城村35.3である。

#### (4) 患者管理

##### ア 国の結核対策

現在我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核罹患・初感染発病を中心とした罹患から一変し、基礎疾患有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険群等の特定地域や住民層の存在が疫学的に明らかになっている。これらへ対応するため、結核予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別的対応、人権への配慮、地域格差への対応のため都道府県による結核予防計画の策定等、結核対策を総合的かつ計画的に推進していく。

##### イ 中部保健所地域DOTS事業

平成17年4月の結核予防法改正（平成18年感染症法に統合）により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は、保健所長や医師の責務として定められ、DOTS（※注）の推進が求められている。

（※注）DOTSとは支援者が服薬を見守り治療を支援するという方法です。

事業の詳細については3調査研究Ⅱ(1)「結核対策特別推進事業」を参照

（ア）中部保健所では平成15年度から、結核特別対策事業として地域DOTS事業を実施している。疾病予防班員で構成する地域DOTSチームにより、毎月1回所内地域DOTS検討会議を開催し、服薬中断が予測されるハイリスク者に対して、事例検討・訪問DOTSによる服薬確認・服薬支援評価を行っている。

（イ）平成16年11月から毎月1回コホート検討会を実施し、服薬患者全数の服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告を行い、全患者の治療完遂を目指している。全患者の状況を知ることで、服薬継続の問題を早期に把握し、服薬中断の予防に努めている。

##### ウ 訪問指導（感染症法53条の14）状況

患者の届出により、早期（1週間以内）の患者面接を、実施している。平成21年度の患者面接・訪問指導実人員は118人、延人員483人である。そのうちDOTS指導は実人員114人、延人員473人である。

平成21年4月～平成22年3月

訪問指導				来所相談		電話相談	
実人員	延人員	DOTS 実人員	DOTS 延人員	延人員	DOTS 延人員	延人員	DOTS 延人員
118	483	114	473	320	292	419	302

##### エ 結核相談室における結核登録患者への支援状況

結核登録者の来所相談では、要医療者の公費申請時の来所が多い。

来所時に結核治療への意識づけ、DOTS（服薬確認）への協力依頼や結核の接触者健康診断を行っている。

平成21年4月～平成22年3月

来所数	来所内訳（延）		
	要医療者 (公費申請・相談)	管理検診	潜在性結核
267	134	46	87

#### 才 感染症診査協議会

感染症法第24条により設置され、感染症法第18条第1項の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに第20条第4項の入院の延長、第37条の2申請に関する必要な事項を審議を行い、結核の適正医療を地域の医療機関に指導している。また、保健所が実施する結核接触者健診や結核対策に関する意見・助言を行う。

平成19年4月の感染症法改正により、人権の尊重の確保と措置の適合性を担保する観点から、委員は医師だけでなく、医療以外の法律に関し学識経験者と医療及び法律以外の学識経験者も参加し協議される。ちなみに委員は6名で委嘱されている。

##### （ア）感染症診査協議会開催状況

平成21年度開催回数：24回（原則として毎月第2、第4木曜日開催）

##### （イ）公費負担申請諮詢問件数

公費負担申 請諮詢問件数	承認		保留		不承認	
	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2	37条
248	※ 143	105	0	0	0	0

※37条の2・・・外来治療患者に対する適正医療の公費負担

37条・・・入院勧告・入院期間の延長等入院患者の医療費公費負担

##### （ウ）感染症診査協議会委員

区分	氏名	所属・職名
委員長	宮城 茂	独立行政法人国立病院機構沖縄病院呼吸器内科医長
委員	玉城 和則	日本健康俱楽部嘱託医師
委員	吉田 恭子	県立中部病院内科医師
委員	遠藤 和郎	県立中部病院内科部長
委員	比屋根キヨ子	なし
委員	池間 透	なし

#### （5）ハイリスク者対策

##### ア 接触者健康診断の実施（法第17条）

結核患者の周囲の感染者や発病者の早期発見と感染源調査を目的に患者家族や接触者に対して実施する喀痰塗抹陽性患者との接触者に対して、定期的な健診と発病予防・有症状時の早期受診等の健康教育を実施し、2年間の経過観察を行っている。

## (ア) 接触者健康診断検討会の実施状況

平成21年

回数	検討 患者件数	検討 延件数	接触者健診対象(件数)			対象外		保留	
			同居 家族	その他の接触者		定期健 診指導	不要		
				個別検診	集団検診 (職場等)				
23	51	158	35	25	9	3	66	20	

平成21年接触者健康診断検討会の開催は23回となっている。

検討会結果は、接触者健診対象件数69件、接触者健診対象外69件となっている。

今回の検討会で、接触者健診対象の必要性の判断ができない場合（詳細な情報が必要等）は保留となり20件となっている（次回検討会へ）。

## (イ) 管内の接触者健康診断受診状況

平成21年

		対象者	受診者	受診率	患者発見	※潜在性結核
患者家族（同居）		207	195	94.2%	1	9
別居家族等		210	165	78.6%	0	2
他	一般病院・精神病院	595	555	93.3%	1	0
	老人・福祉施設等	126	123	97.6%	0	0
	職場・学校等	235	228	97.0%	1	2
計		1,373	1,266	92.2%	3	13

平成21年接触者健診対象者は1,373名で1,266名（92.2%）受診している。

結核患者の発見はないが、13名が潜在性結核として治療となった。

## (ウ) 所内の接触者健康診断の実施状況

平成21年

来所者数	来所者内訳					検査内容				結果			
	接觸者	同居家族以外の	ハイリスク児	ハイリスク調査	希望来所	胸部レントゲン	検痰	ツツ反検査	QFT検査	他機関紹介	経過観察	経観終了	潜在性結核
653	186	460	1	0	6	877	15	49	19	10	436	194	13

平成21年所内での来所受診者は延べ653名で、接触者は646名である。他医療機関に紹介後、結核患者と診断されたのは2名。潜在性結核患者は13名であった。

## イ 接触者健康診断に関する健康教育の実施状況

(平成21年4月～平成22年3月)

健康教育実施状況		
施設数	回数	人数
3	3	125

結核患者発見のあった施設等において結核についての啓発目的で実施した。

#### ウ ハイリスク児対策

平成17年4月結核予防法改正により6ヶ月未満児にBCG直接接種の方法が導入されたことに伴い、コッホ現象疑いとして紹介された児に対し経過観察を行っている。またそれらの児に対して周囲の感染源調査も併せて実施している。

保健所紹介数	終了 (BCGの通常の経過)	結果	
		経過観察	コッホ診断にて 予防的治療
平成19年度	2	1	1
平成20年度	2	2	0
平成21年度	5	3	0

#### (6) 生化学検査・結核菌検査（塗抹検査、培養検査）（平成21年4月～平成22年3月）

血液検査			喀痰検査			
QFTB	血球計算	生化学	塗抹	培養	同定	薬剤感受性
20	6	61	38	38	1	0

#### (7) レントゲン種別直接・間接撮影の状況（平成21年4月～平成22年3月）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
要医療							1						1
管理検診	3	1	3	4	2	1	4	6	6	8	5	3	46
接触者	92	60	112	83	76	43	72	40	92	52	58	96	876
(直接)										39	99	59	231
(間接)		34											
コピー	19	28	16	12	25	20	23	18	21	15	10	25	232
合計	114	123	131	99	103	64	99	64	119	114	172	183	1385

#### (8) 啓発活動（結核予防に関する知識の普及啓発）

##### ア 結核予防週間（9月24日～30日）

結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を国民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを趣旨とする。

##### （ア）広報資料等の配布

結核予防週間に於いて、ポスター・リーフレットを活用して、管内医療機関へ68部、中部地区薬剤師会薬局へ100部配布し、結核予防の周知を図った。

##### （イ）街頭啓発活動

中部地区結核予防婦人会23名の協力のもと、管内の大型店舗店2カ所において「結核予防週間」のぼり掲揚して、咳エチケットのチラシ・新型インフルエンザパンフ及びポケットティッシュ配布を実施し、街頭啓発活動を行った。

##### （ウ）パネル展示

保健所・管内の大型店舗において、結核に関する基礎知識、管内市町村別結核罹患率等のパネル展示・相談を9月28日～30日の3日間実施。

(9) その他

ア 結核サーベイランス事業

(昭和61年健医発第704号厚生省保健医療局通知による)

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オンラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的とする。

イ 結核指定医療機関

指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を担当させるため、感染症法38条に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。

結核指定医療機関数

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
68(0)	154(12)	1

( ) は平成21年度新規指定数

ウ 管理検診委託状況

管理検診は、保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施される。

委託は受診者の便宜を図り、検診の効率的な実施を目的に行われ、平成21年度は16医療機関と契約締結している。

エ 結核定期健康診断の実施状況報告（法第53条の2、53条の7）

市町村長、事業所、校長及び施設の長は、結核の定期健康診断を実施し、保健所長を経由して知事に報告することとなっている。

### 3 その他の疾病対策

#### (1) 熱中症発生報告

##### ア 実施根拠

「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、県民並びに旅行者の健康管理に資することを目的に行っている。

##### イ 業務内容

6月から9月にかけて情報を公開し注意を呼びかけている。管内では県立中部病院、中部德州会病院、中頭病院、ハートライフ病院、宜野湾記念病院を定点医療機関とし、週報として発生報告の情報を得ている。

県民・旅行者別 中部管内・県内発生状況

平成21年度

区分	居住地	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週	第16週	第17週	第18週	合計
		6/1～6/6	6/8～6/13	6/14～6/20	6/21～6/27	6/28～7/4	7/5～7/11	7/12～7/18	7/19～7/25	7/26～8/1	8/2～8/8	8/9～8/15	8/16～8/22	8/23～8/29	8/30～9/5	9/6～9/12	9/13～9/19	9/20～9/26	9/27～9/30	
中部	県民	0	0	1	10	9	10	10	8	13	4	21	7	6	5	1	2	2	4	113
	旅行者	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	9
	計	0	0	1	11	9	11	10	10	14	4	21	11	6	5	1	2	2	4	122
県内	県民	1	0	6	20	24	25	30	22	35	15	58	19	29	8	14	9	8	6	329
	旅行者	0	0	0	1	2	1	0	2	1	1	1	5	1	1	0	2	0	0	18
	計	1	0	6	21	26	26	30	24	36	16	59	24	30	9	14	11	8	6	347

今年度の県内熱中症発生件数は347件。中部管内は122件。

管内では梅雨明けの第4週(6/21～6/27)に発生が増え、第10週(8/2～8/8)に急に減少したが、第11週(8/9～8/15)から再び多く発生し、第12週(8/16～8/22)から徐々に収束傾向になっている。早い時期から熱中症予防啓発の周知が必要と思われる。

男女別・県民旅行者別 中部管内発生状況

平成21年度

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計
患者数	5	30	37	1	4	2	5	2	6	3	5	22	122
内訳 （再掲）	男	(5)	(30)	(35)	(0)	(3)	(2)	(5)	(2)	(5)	(3)	(5)	(117)
	女	(0)	(0)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(5)
県民	(5)	(23)	(37)	(1)	(4)	(2)	(4)	(2)	(6)	(3)	(5)	(22)	(114)
	旅行者	(0)	(7)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)

男女比では、男性が122件中117件と、ほとんどを占める。

昨年度2件だった旅行者の熱中症が今年度は8件発生と増加しており、旅行者に対する更なる注意喚起が必要である。

市町村別に見ると、うるま市が37件と最も多く、沖縄市30件となっている。

管内定点医療機関からの報告の中には中部保健所管轄外の市町村で発生した患者数が22件含まれている。

## 市町村別・年齢階級別 熱中症発生状況

平成21年度

患者数		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計
年 齢 内 訳	0～9													122
	10～19		4	2					1	2		1		10
	20～29		7	4			1	3		1		1	5	22
	30～39	3	6	8	1	1	1	1	1			1	8	31
	40～49		3	8		1						1	4	17
	50～59	1	4	8		1				1	1	1	2	19
	60～69		3	2		1		1		1	1		1	10
	70～		1	3	5					1	1		2	13

年齢別に見てみると、30～39歳が31件と最も多く、20～29歳が22件、50～59歳が19件となっている。

## 市町村・発症要因別 热中症発生状況

平成21年度

患者数		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計
発 生 要 因	屋 外	5	30	37	1	4	2	5	2	6	3	5	22	122
	農作業	0	2	7	0	1	0	1	0	2	1	0	3	17
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水泳・甲羅干し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運動	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	7
	ゴルフ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	屋外作業（就労中）	4	18	23	1	0	2	2	1	2	2	4	13	72
	屋外作業（就労外）	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	6
	その他	0	3	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	6
	屋内	運動	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	その他	1	2	3	0	2	0	1	0	0	0	0	3	12

発生要因を見ると、屋外作業（就労中）が72件と最も多く、次いで農作業の17件となっている。各現場管理者に注意を呼びかける必要がある。

平成21年度

疾患名称		基礎疾患有（件数）
クローン病		1件
胃潰瘍・精神疾患		1件
喘息・不整脈		1件
痛風		1件
糖尿病		2件
糖尿病・高脂血症		1件
糖尿病・肝臓病		1件
高血圧症		10件
高血圧症・心臓病・糖尿病		1件
高血圧症・高脂血症		1件
高脂血症		1件
呼吸器疾患		2件
腎症		1件
精神疾患		1件
胆のう炎		1件
慢性十二指腸潰瘍		1件
認知症		1件
合計		28件

第1週から第18週までの全発生数 122  
件中基礎疾患有りの患者 28件 (22.9%)

(2) 骨髓提供希望者登録推進事業（骨髓バンクドナー登録受付）

ア 根拠法令及び目的

(ア) 平成 6 年 9 月 29 日付厚生省発健医第 1096 号厚生省保健医療局長通知

「骨髓提供希望者登録推進事業実施要綱」

(イ) 「沖縄県骨髓提供希望者登録推進事業取扱要領」 平成 7 年 7 月 1 日施行

(ウ) 目的：骨髓提供希望者が少しでも登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で受け付け業務を実施し、骨髓提供者の確保を図ること。

イ 骨髓バンク登録事業状況

骨髓提供希望者に対し骨髓移植及び骨髓バンク事業について説明し、本人の了解を得て一次用の採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。

登録受付窓口：毎月第 1・3 水曜日の午前中（予約制）

登録受付件数：下の表のとおり

15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
8	11	14	17	17	23	3

ウ 骨髓提供希望者登録推進事業（骨髓バンク）における採血

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

(3) 石綿による健康被害に関する救済給付業務

ア 根拠法令及び目的

(ア) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」 平成 18 年 3 月 27 日施行

申請は施行期日の一週間前（平成 18 年 3 月 20 日）より行うことができる

(イ) 「石綿健康被害救済給付業務委託契約」：沖縄県（文化環境部環境政策課）、独立行政法人環境再生保全機構 平成 18 年 4 月 10 日締結

平成 18 年 4 月 24 日より保健所にて受付業務開始

(ウ) 目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

イ 保健所で行う業務

(ア) 認定申請書、医療費請求書等の受付

(イ) 石綿健康被害救済制度及申請等の手続きの説明・相談

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	4	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	10
認定申請件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
特別遺族弔慰金等請求件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

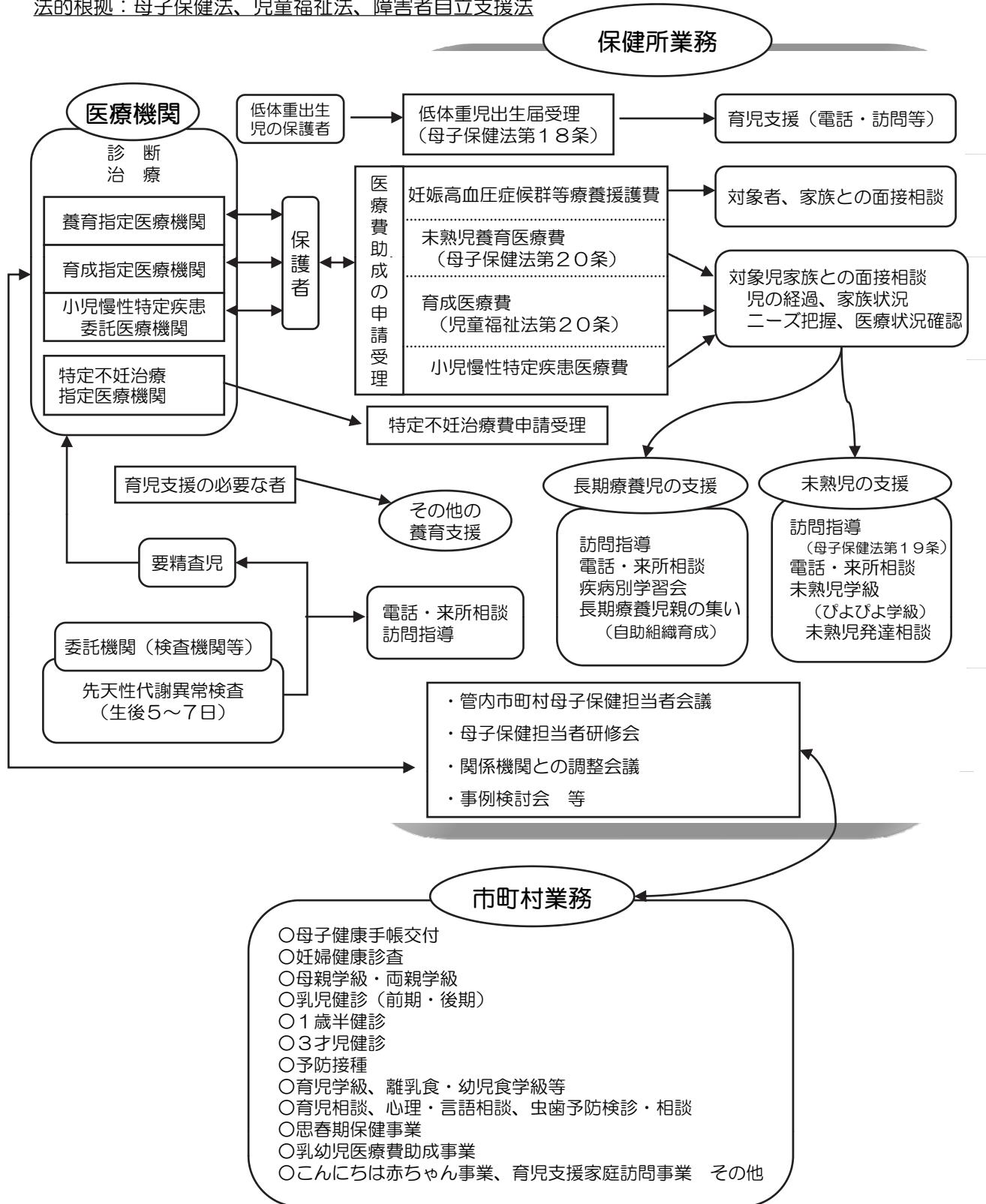
## IV 生活支援者施策

### 1 母子支援

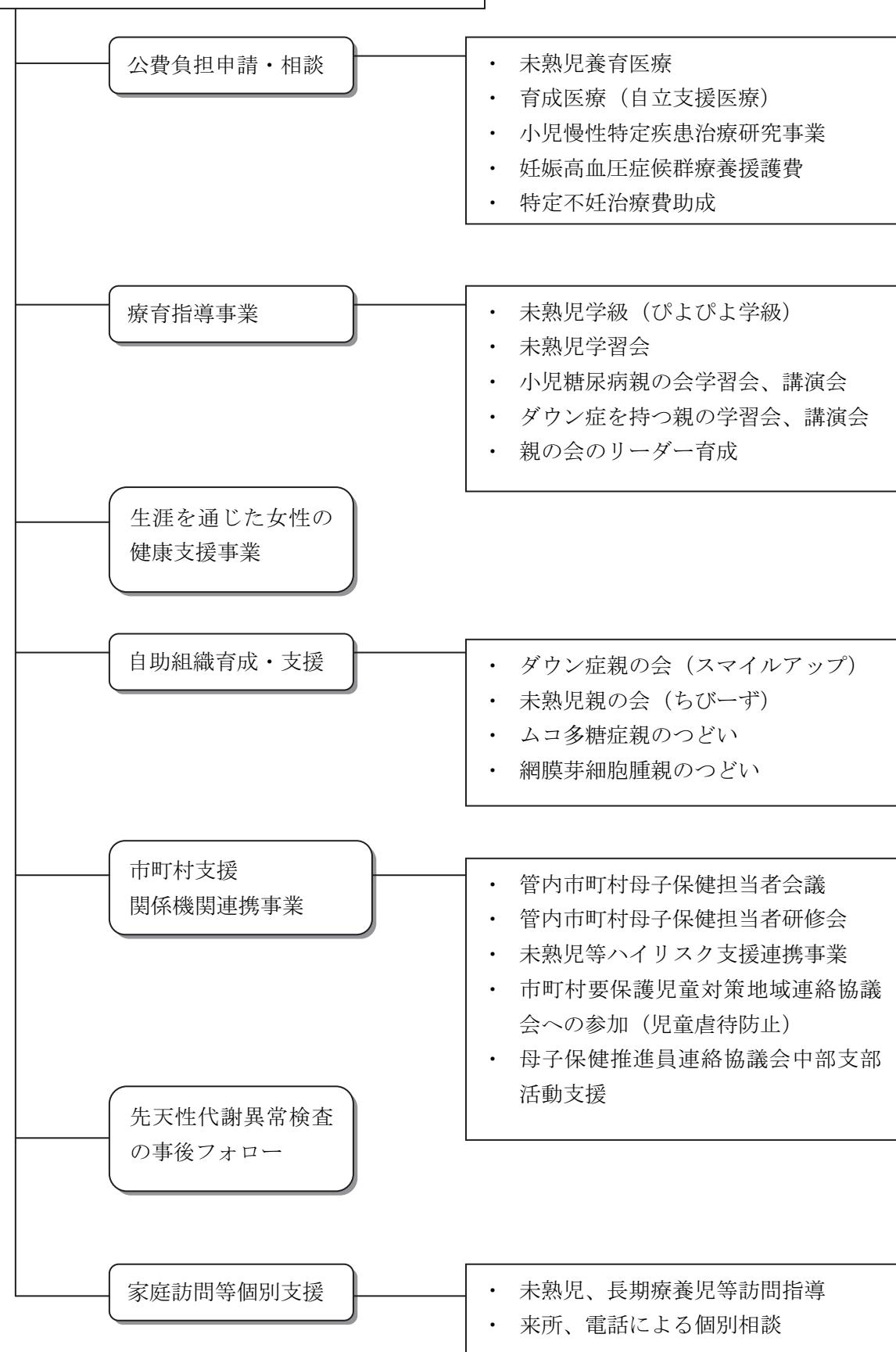
#### (1) 母子保健(地域保健班)

中部福祉保健所における母子保健業務体系 (図1)

法的根拠：母子保健法、児童福祉法、障害者自立支援法



## 中部福祉保健所における母子保健事業 (図2)



## ア 医療費助成及び相談

### (ア) 養育医療給付事業

根拠：母子保健法第20条

目的：養育のため病院又は診療所に入院の必要な未熟児に対しその養育に必要な医療を行う。

対象：出生体重が2000g以下の者。生活力が特に弱く、一般状態・体温・呼吸器・循環器・消化器系統のいずれかの症状を示す者。但し、先天性異常の疾患の症状は対象外である。

表1 平成21年度市町村別養育医療交付状況

市町村	給付数	再掲			
		1000g以下	1001～1500g	1501～2000g	2001g以上
宜野湾市	27	2	8	15	2
沖縄市	62	14	11	25	12
うるま市	54	7	13	24	10
恩納村	1	1	0	0	0
宜野座村	4	0	0	3	1
金武町	3	0	1	1	1
読谷村	22	0	3	13	6
嘉手納町	1	0	1	0	0
北谷町	16	2	6	5	3
北中城村	5	3	1	1	0
中城村	2	0	1	1	0
合計	197	29	45	88	35

表2 平成21年度医療機関別交付状況

県立	管内医療機関					管外医療機関								院札幌医科大学附属病	合計	
	その他					県立		公立		その他						
中部病院	上村病院	中部産科婦人科	中頭病院	森本産婦人科	南部医療センター	北部病院	那霸市立病院	琉大附属病院	赤十字病院	スバークリニツク	当山産婦人科	間セントアレント石	院札幌医科大学附属病			
140	1	2	1	2	11	2	4	16	13	1	1	1	2			
140	6				46					5				197		

\*医療機関別状況をみてみると、県立中部病院から140人（71%）、管内その他の医療機関から6人（3%）、管外県立・公立医療機関から46人（24%）、管外その他の医療機関から5人の養育医療申請となっている。

### (イ) 妊娠高血圧症候群療養援護費

根拠：母子保健施行通知

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：対象疾患は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、産科出血及び心疾患である。  
ただし、所得課税額が年間15,000円以下の世帯の妊産婦が対象である。

内容：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために7日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。  
平成21年度の受給者は1件であった。

(ウ) 育成医療

根拠：障害者自立支援法 第5条第18項

目的：身体に障害のある児に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う

対象：18歳未満で、身体障害者福祉法第4条の規定等に掲げる障害を有する児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって確実な治療効果が期待できる者。

対象疾患は肢体不自由、視覚機能障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、内臓障害（心臓、腎臓、その他）、小腸機能障害、免疫機能障害。

表1 育成医療障害別給付数の推移（平成21年度）

肢体 不自由	視覚機能 障害	聴覚機能 障害	音声言語 機能障害	内臓障害			小腸機能 障害	免疫機能 障害	合計
				心臓	腎臓	その他			
122	26	36	103	64	3	163	1	0	518

表2 育成医療市町村別障害別（平成21年度）

障害別		宜野 湾市	沖縄 市	う る ま 市	恩 納 村	宣 野 座 村	金 武 町	読 谷 村	嘉 手 納 町	北 谷 町	北 中 城 村	中 城 村	合 計
肢体不自由		12	55	34	0	0	0	5	4	5	4	3	122
視覚機能障害		6	9	4	0	0	2	4	0	1	0	0	26
聴覚機能障害		12	9	7	1	0	2	2	0	2	0	1	36
音声言語機能障害		40	16	23	0	0	0	6	3	6	6	3	103
内臓障害	心臓障害	9	26	13	0	0	1	3	2	6	4	0	64
	腎臓障害	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他	32	47	36	1	5	1	18	2	6	8	7	163
小腸機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
免疫機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		111	163	119	2	5	6	38	11	26	23	14	518

表3 指定医療機関別育成医療給付件数（平成21年度）

障害別		県立 中部 病院	県立 南部 医療 センタ ー1	県立 北部 病院	琉 球 大 学 附 属 病 院	那 霸 市 立 病 院	中 頭 病 院	中 部 徳 洲 会 病 院	小 児 発 達 セン タ ー1	浦 添 総 合 病 院	ハ ー ト ラ イ フ 病 院	山 内 矯 正 歯 科 クリ ニ ッ ク	その 他 県 内 医 療 機 関	合 計	
肢体不自由		24	44		34				11				4	5	122
視覚機能障害		3			10								13		26
聴覚機能障害		5			24					4	3				36
音声言語機能障害		6	6		54							32	1	4	103
内臓障害	心臓障害	10	45		6									3	64
	腎臓障害	2	1											3	
	その他	46	34		48	5	11	19						163	
小腸機能障害		1												1	
免疫機能障害														0	
合計		97	130	0	176	5	11	19	11	4	3	32	18	12	518

(エ) 小児慢性特定疾患治療研究事業

a 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠：児童福祉法第21条の9の2

目的：小児特定疾患として指定された疾患について医療費の助成を行い、  
患児家族の負担の軽減を図り適切な医療を受けることができるよう  
にする。

表1 小児慢性特定疾患 疾患別受給状況

平成21年度

悪性新生物		慢性腎疾患		慢性呼吸器疾患		慢性心疾患		内分泌疾患		膠原病		糖尿病		先天性代謝異常		血友病等血液疾患		神経・筋疾患		慢性消化器疾患		合計	
新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長
18	61	12	64	14	52	39	89	49	254	16	15	5	35	1	26	2	16	3	17	4	8	163	637

※延長は一斉更新した数

疾患別では、内分泌疾患が新規、延長併せて303人と最も多く、次いで慢性心疾患、悪性新生物となっている。

図1 小児慢性特定疾患 疾患別受給状況

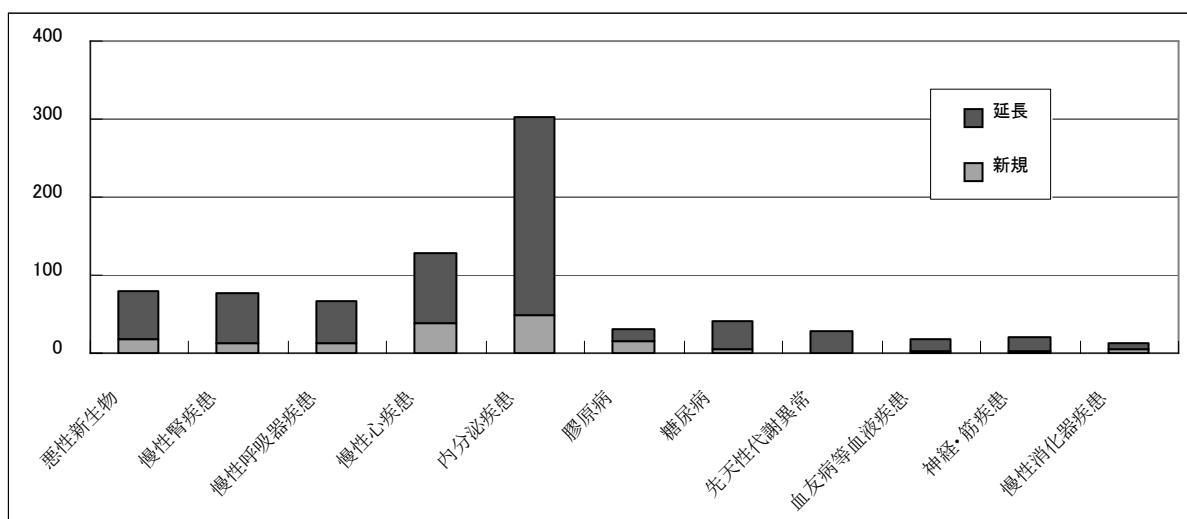


表2 小児慢性特定疾患 市町村別疾患別受給者状況

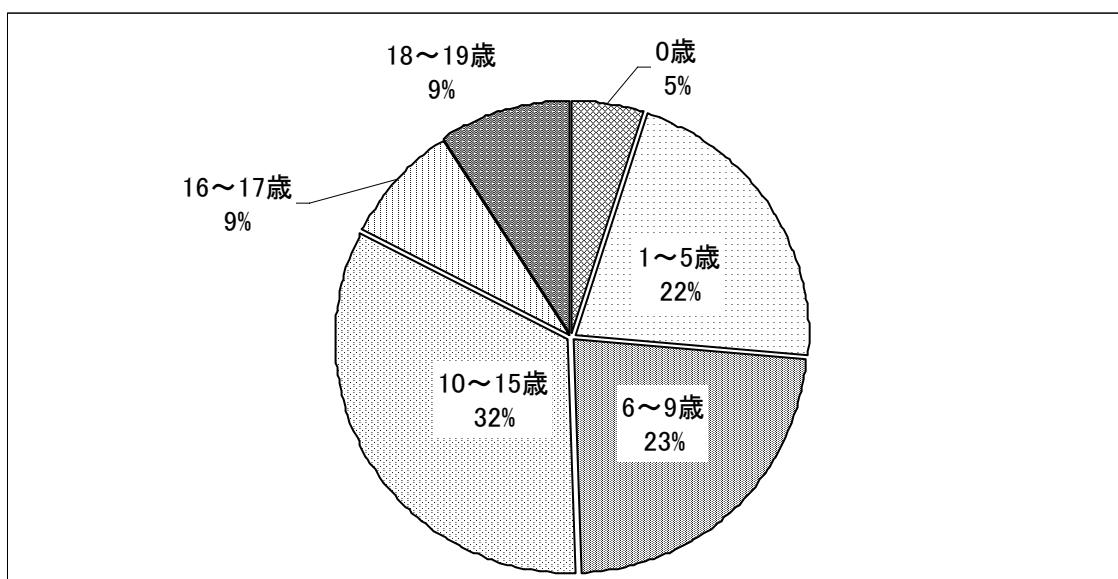
平成21年度

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神經・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
宜野湾市	14	16	9	25	80	4	9	5	1	6	2	171
沖縄市	24	22	22	33	76	11	9	9	8	4	5	223
うるま市	20	19	24	37	59	6	12	7	3	5	2	194
恩納村	1	3	0	3	4	0	0	1	1	4	1	18
宜野座村	1	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	7
金武町	1	1	1	4	9	0	1	0	0	0	1	18
読谷村	4	1	2	13	24	1	5	1	1	0	0	53
嘉手納町	2	3	1	2	6	2	1	0	1	0	0	18
北谷町	2	5	5	5	17	2	2	1	1	0	1	41
北中城村	2	5	0	5	8	4	2	0	1	1	0	28
中城村	5	2	1	0	16	0	2	2	1	0	0	29
合計	76	77	65	128	302	31	43	27	18	21	12	800

表3 小児慢性特定疾患 年齢別受給者状況

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
0歳	1	0	7	22	4	4	0	0	0	1	0	39
1~5歳	14	5	25	53	30	14	0	7	6	13	6	173
6~9歳	11	19	17	26	93	3	4	6	2	2	0	183
10~15歳	33	31	14	14	133	1	15	9	7	2	5	264
16~17歳	7	11	2	9	26	4	4	3	1	0	1	68
18~19歳	14	10	1	5	16	5	16	2	2	2	0	73
合計	80	76	66	129	302	31	39	27	18	20	12	800

図2 小児慢性特定疾患 年齢別受給状況



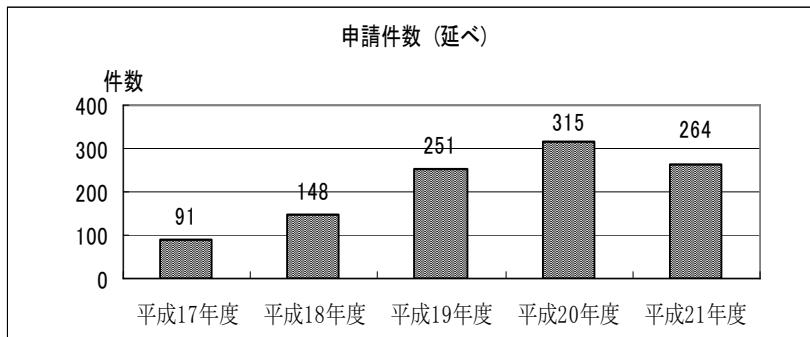
b 小児慢性特定疾患児手帳（ゆいゆい手帳）交付事業  
根拠：児童家庭局長通知

児発第1033号小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要領  
目的：小児慢性特定疾患治療事業の対象疾患に罹患している児童に対して一貫した治療を行い、本人の健康状態やかかりつけ医療機関の連絡等を記入するための手帳を交付する。  
実績：平成21年度の交付数は、148件である。

(オ) 特定不妊治療費助成事業

根拠：沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱  
目的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、また医療保険の適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し、もって経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を行う夫婦に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

図3 年度別特定不妊治療費助成申請件数



※平成19年度から1年度あたり2回まで助成申請、平成21年度からは1回の治療につき助成額が10万円から15万円までに引き上げられている。

#### イ 特殊疾病検査

##### (ア) 先天性代謝異常検査

目的：先天性代謝異常の早期発見、早期治療により、精神運動発達遅滞等の心身障害の発生を防止する

表1 先天性代謝異常検査における要精査者状況

市 町 村	宜 野 湾 市	沖 縄 市	う る ま 市	恩 納 村	宜 野 座 村	金 武 町	読 谷 村	嘉 手 納 町	北 谷 町	北 中 城 村	中 城 村	合 計
要精査数	2	1	2			1						6
検査結果	異常なし	1										1
	精査中 経過観察 中			1								1
	要治療	1	1	1			1					4

#### ウ 健康教育

##### (ア) 未熟児（ぴよひよ）学級

根 拠：母子保健法第9条

目 的：①未熟児を出産した親同士が共通の問題や悩みを話し合うことにより、未熟児を生んだという自責の思いを軽減させ、また、仲間とふれあうことにより育児ストレスの軽減を図る。

②乳児の心身の発育・発達等について知識を得ることで育児への自信をつける。

③乳児のかかりやすい病気や対応の仕方、また、病院受診の仕方を学ぶことにより、スムーズな受療行動がとれるようとする。

対 象：未熟児で出生した3～9ヶ月児の母親。

実施状況：2ヶ月に1回（新型インフルエンザ流行警報発令のため8月、10月は中止）

\*従来実施していた「未熟児を出産した親の学習会」は未熟児学級と一緒になった。

### 未熟児（ぴよひよ）学級実施状況

区分	プログラム	担当者
4月	・発育、発達について ・個別相談、健康相談	講師：中部病院周産期母子 医療センター小児科医師
6月 12月	・絵本のお話 ・交流会	講師：みみずく文庫主宰 保健師
H22年 2月	・親子あそび ・交流会	講師：沖縄市保育士 保健師

表1 未熟児（ぴよひよ）学級参加状況

▼人数	母	父	児	兄弟	祖父母等	保育 ボランティア
4月 医師	11	2	11		2	5
6月 絵本	15	2	14	2	2	7
12月 絵本	6		6		1	7
2月 遊び	6	1	6			5
計	38	5	37	2	5	24

\* 保育ボランティアは沖縄市母子保健推進員の協力を得た。

表2 未熟児（ぴよひよ）学級市町村別参加状況

市町村	対象数	参加数	参加率(%)	市町村	対象数	参加数	参加率(%)
宜野湾市	35	2	5.7	読谷村	29	5	17.2
沖縄市	75	6	8.0	嘉手納町	9	2	22.2
うるま市	85	10	11.8	北谷町	17	1	5.9
恩納村	2	0	0	北中城村	7	1	14.3
宜野座村	8	0	0	中城村	5	0	0
金武町	2	0	0	合計	274	27	9.9

\* 対象者274人に対して、受講者27人（10%）の受講である。

#### (イ) 未熟児サークル「ちびーず」支援事業

根 拠：母子保健法第9条

目 的：同じ悩みをもつ親同士が仲間とふれあうことで、育児ストレスを軽減し、楽しく育児ができる。

対 象：未熟児を出産した親 定例日：毎月第3水曜日午後1時から

場 所：中部福祉保健所3階プレイルームにて実施

実施状況：平成16年10月よりスタート 平成21年度は活動なし

\* 保健所の役割：場所の提供、活動内容の相談助言、講師紹介、新対象者への紹介、ぴよひよ学級参加者との交流会

## エ 未熟児等ハイリスク児支援連携事業

目的：支援を必要とする母子が地域で安心して生活できるよう未熟児支援の充実のため周産期母子医療センターと保健所が課題を共有、役割を明確化し入院から一貫した支援ができるようにする。

対象：養育医療申請で把握した未熟児及び関係機関から紹介のハイリスク児等  
場所：県立中部病院NICU病棟

事業内容：

(ア) 事例検討及び未熟児等連絡会（訪問結果報告等も実施）

毎月第4月曜日午後2:00～3:00 12回

参加者：周産期母子医療センター医師、師長、認定看護師、保健所保健師  
養育医療新規申請児137人、その他ハイリスク児226人の実施であ  
った。

(イ) 保健師による病院訪問

(ウ) 病院から保健所へ未熟児出生連絡票の送付

## オ 長期療養児療育指導事業

(ア) 事業の概要

根拠：児童福祉法19条2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知平17.8.23 扉児発第0823001号  
沖縄県長期療養児療育事業実施要領

目的：疾病により長期にわたり療育を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を隨時把握するとともに、その状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

(イ) 事業内容及び実績

a 疾病別長期療養児保護者学習及び交流会

事業名：長期療養児保護者学習及び交流会

対象者：小児糖尿病児の保護者

日 時：平成21年10月5日

演 題：「思春期を理解する～小児糖尿病をもつ児～」

講 師：ちばなクリニック小児科医師

参加者：保護者 9人

b 疾病別親の会育成支援

\*中部福祉保健所において開催されている各疾患毎の親のつどいの保護者が疾患や障害を越えて交流と学習会を開催することで、お互いの活動から学び合いピアサポートのためのスキルアップを図る。

名 称	親の会学習会
日 時	平成22年1月20日・1月27日
内 容	<p>第1回 体験発表（ダウン症児保護者） 講演：親支援プログラムパート1</p> <p>第2回 講演：親支援プログラムパート2 講師：臨床心理士</p>
参加者	保護者22人

名 称	中部地区ダウン症児親の会”スマイルアップ”
開催状況	定例会 毎月1回（第2木曜日）
場 所	福祉保健所3階 プレイルーム
参加人数	329人（延べ人数）
内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数45人（平成22年4月1日現在）</li> <li>・年2回会報誌を発行</li> <li>・事前に役員で調整会議をもち、内容の検討や役割分担を行い、当日の会の運営、進行もメンバーが自主的に行っている。</li> <li>・親同士の交流と情報交換の場、親同士の学び支え合いの場になっている。</li> </ul>

#### カ 個別支援状況

根拠：母子保健法第19条

目的：養育上、必要がある未熟児に対し保護者を訪問し必要な保健指導を行い、療育支援を行う。保健所における母子の訪問指導は、未熟児、ハイリスク妊娠婦、長期療養児等となっており、表1は保健所が実施した妊娠婦及び乳幼児等の母子訪問指導状況である。

表1 保健所実施した妊娠婦及び乳幼児等の母子保健訪問状況

年度		妊娠	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	総数
平成19年度	実人員	2	146	8	153	11	13	14	347
	延人員	2	162	8	188	15	28	33	436
平成20年度	実人員	0	73	1	106	5	5	18	208
	延人員	0	81	1	147	5	8	38	280
平成21年度	実人員	0	0	0	0	0	0	0	0
	延人員	0	0	0	0	0	0	0	0

#### キ 管内市町村母子保健担当者会議及び研修会

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号

目的：市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び技術的援助を行い、市町村における母子保健事業の円滑な実施を図る。また、母子保健に関する研修等を実施することによって、母子保健担当職員の資質の向上と地域の母子保健の向上を図ることを目的とする。

回数	開催日	内 容	参加者
第1回	H21年 6月2日	①保健所及び市町村における母子保健上の課題 ②こんにちは赤ちゃん事業における実績、情報交換 ③その他情報交換、保健所公費負担の状況報告	10市町村 22名 保健所6名
第2回	H21年 10月20日	①妊産婦健康管理、妊産婦支援のための研修会 ○講話 講師：大畠 尚子先生 県立中部病院産科医長 内容：「妊産婦の健康管理 安心、安全な出産のための支援について」 ②その他情報交換	9市町村 22名 保健所5名
第3回	H22年 2月16日	①第2回ハイリスク妊産婦連携会議報告 ②発達障害児（者）支援体制検討事業について ③発達障害児（者）支援体制に関する庁内連携について ④乳幼児健診問診票改訂について （②④沖縄小児保健協会より説明）	11市町村 23名 保健所5名

#### ク 生涯を通じた女性の健康支援事業

根拠：雇児発第0823001号 厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知

目的：長期療養児は疾病と向き合い、心身の状況が激しく変化する思春期は親にとってその対応が課題となっている。今回その保護者を対象に思春期の理解とその対応について学び、また身近な市町村で行われている思春期保健事業について紹介する。

開催：平成21年12月1日

対象：小児慢性特定疾患公費申請受給者の内内分泌疾患の保護者及び市町村母子保健担当者

参加：44人

内容 1 講話

①基調講話 「思春期の理解とその関わり方」

～成長過程としての思春期～

ちばなクリニック小児科医師 池間尚子

②「自分らしく☆輝いて生きる」思春期教室

うるま市健康支援課保健師 金城貴恵

③「北中城村～思春期における保健福祉体験学習について～」

北中城村健康保険課保健師 田里淳子

#### 2 思春期保健事業の紹介

①資料1 「管内市町村の思春期保健事業」

②資料2 「健やか親子おきなわ2010」セレクトおきなわ10

③資料3 「生命の大切さを伝える教授方法 母子健康手帳を活用して」

#### 3 展示（思春期事業紹介）

うるま市 北中城村 北谷町 沖縄市（母子保健推進員作成妊産婦ショーミューラー）

ヶ 管内ハイリスク妊産婦に関する連携会議

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号

目的：地域で生活する母子が、安心して妊娠・出産及び子育てできるように、  
産科医療機関と管内市町村及び保健所が互いにハイリスク妊産婦についての情  
報を共有し、支援の必要な妊産婦にタイムリーかつ一貫した支援を行う。

また、母子保健の課題について情報を共有することで管内の母子保健  
の向上を図る。

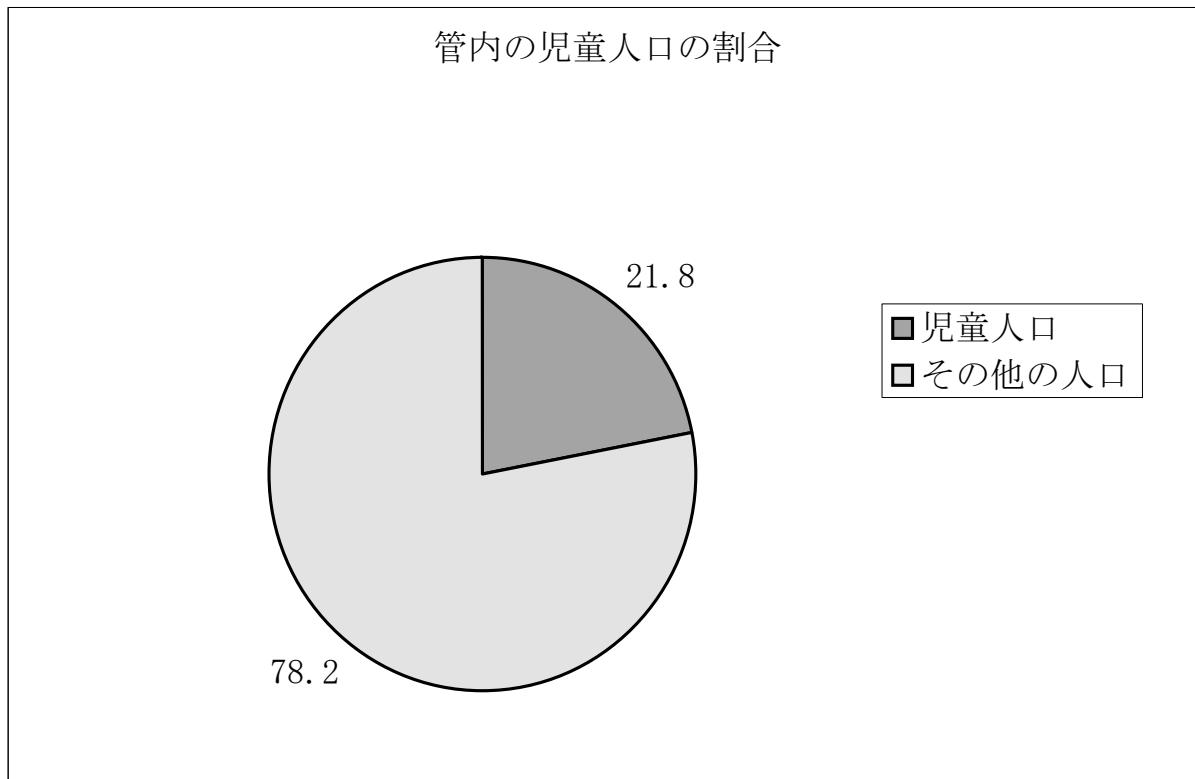
開催日	内 容	参加者
H21年6月26日	事前調整会議（保健所、市町村）	7市町村9名 保健所3名
H21年8月11日	第1回ハイリスク妊産婦に関する連携会議 ○中部保健所における母子保健の課題 ○事例検討 2 題 ○その他情報交換	10産科医療 機関10名、 11市町村17名 保健所6名
H22年1月27日	第2回ハイリスク妊産婦に関する連携会議 ○沖縄県がめざす母子保健指標について ○管内市町村における母子保健の取組みについて ○管内産科医療機関における取組みについて ○ハイリスク妊産婦に関する情報交換	3産科医療機 関3名、 7市町村10名 保健所5名

## (2) 児童福祉（総務福祉班）

### ア 管内の状況

平成22年3月末現在の管内の18歳未満の人口は30,864人である。管内総人口141,508人の21.8%が、児童人口である。

町村別の総人口に占める児童人口の割合は、下表のとおりとなっており、北谷町が最も高く、次に読谷村、その次に宜野座村となっている。



町村別児童人口

平成22年3月末現在

町村名	総人口	児童人口	比率
恩納村	10,401	1,920	18.5%
宜野座村	5,585	1,230	22.0%
金武町	11,170	2,285	20.5%
読谷村	39,476	9,039	22.9%
嘉手納町	13,927	3,027	21.7%
北谷町	27,340	6,381	23.3%
北中城村	16,344	3,525	21.6%
中城村	17,265	3,457	20.0%
計	141,508	30,864	21.8%

## イ 家庭児童相談室

家庭は、児童育成の基盤であり児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものである。

家庭における人間関係の健全化、児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談援助を充実強化する目的で、昭和 47 年 5 月 15 日家庭児童相談室が福祉事務所に設置された。

当相談室における児童及び妊産婦の福祉に関する処理は、表 1 及び表 2 のとおりである。

平成 21 年度における処理として、受付経路別にみて妊産婦の福祉に関する町村からの相談が多く、次いで児童の福祉に関する家族・親戚からの相談となっている。

処理種別としては、助産施設への措置、次いで相談・助言となっている。

### 家庭児童相談室における処理（児童福祉法）

表 1 受付経路別処理件数

平成 21 年度

発見	児童委員からの通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所から通知	警察関係から通知	その他県関係から通知	町村から相談	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告	合計
	0	0	0	0	0	0	23	0	5	0	0	28

表 2 処理件数

平成 21 年度

福祉主事の指導	助産施設	母子寮	保育所	条法の第報 2 告 2 • 2 3	送致童通知談等所への	調児童の委完嘱了による	斡旋機・関紹介	そ相談他・助言	合計
	1	21	0	0	0	0	0	6	28

## ウ 児童福祉行政（保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的にまびらかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

平成 21 年度の児童福祉行政指導監査実施状況及び指摘事項は次のとおりである。

監査実施町村	読谷村・嘉手納町・北中城村・宜野座村
監査対象保育所	うるま市（石川保育所、安慶名保育所、豊原保育所、与那城保育所、きむとか保育所） 沖縄市（知花保育所、山内保育所、諸見里保育所、胡屋あけぼの保育所、美里保育所、安慶田保育所、嘉間良保育所、泡瀬保育所、南桃原保育所、宮里保育所、越来保育所） 宜野湾市（うなばら保育所、野嵩保育所、宜野湾保育所） 恩納村（恩納保育所、山田保育所、安富祖保育所） 宜野座村（宜野座村立保育所） 金武町（金武保育所、浜田保育所、並里保育所、嘉芸保育所） 読谷村（読谷村南保育所、読谷村北保育所、読谷村保育所） 嘉手納町（嘉手納町第二保育所、嘉手納町第三保育所） 北谷町（北谷町上勢保育所、北谷町美浜保育所、北谷町謝苅保育所、北谷町栄口保育所） 北中城村（屋宜原保育所、喜舎場保育所） 中城村（中城村吉の浦保育所、中城村第 3 保育所）
指導監査実施町村	4 町村中
指導監査実施施設	40 施設中
文書指摘	3 町村
文書指摘	39 施設
口頭指導	3 町村
口頭指導	37 施設

## エ 助産施設（児童福祉法第 7 条規定による児童福祉施設）

児童福祉法第 22 条により、妊産婦が、保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産を行う。

助産の実施に要する費用を支弁し、本人から負担能力に応じた負担金を徴収。

### （ア）助産の実施の範囲>

- a 保健上入院助産が必要
- b 妊産婦の属する世帯の階層区分が原則として C 階層以下にある者。
- c 妊産婦の属する世帯の階層区分が A 及び B 階層である場合を除いて、出産育児一時金の給付額が 420,000 円未満である者。

(イ) 負担金徴収金基準額

階層区分				基準額 (月額)	出産一時金に係る率
A	生活保護法による被保護世帯				0 円
B	A 階層を除く市町村民税非課税世帯				2,200 円
C1	A 及び D 階層を除き 均等割の額のみ				4,500 円
C2	市町村民税の課税世帯 所得割の額がある場合				6,600 円

例：市町村非課税世帯（＝B 階層）で出産育児一時金が 420,000 円の場合  
産科医療保障制度の保険料(30,000 円)を控除し、390,000 円を基とする。  
 $2,200 + (390,000 \times 20\%) = 80,200$  円

(ウ) 平成 21 年度における入所者数：21

(県立中部病院 18) (南部医療センター 2) (浦添総合病院 1)

(エ) 年度別階層別助産施設入所状況

市・町村名	平成19年度				平成20年度				平成21年度				備考
	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	
恩納村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宜野座村	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金武町	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
読谷村	-	4	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
嘉手納町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北谷町	-	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	
北中城村	1	3	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	
中城村	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
小計	12				5				5				
うるま市	1	6	-	-	4	6	-	-	7	5	-	-	
沖縄市	-	1	-	-	-	3	-	-	1	1	-	-	
宜野湾市	-	4	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	
小計	12				15				16				
計	24				20				21				

県立助産施設で助産を実施した場合、助産の実施に要する費用は、県(福祉保健所)が支弁し、自己負担金の徴収も県が行う。  
(H16. 4. 1)

(3) 母子及び寡婦福祉（総務福祉班）

母子及び寡婦福祉に関する福祉保健所の主な業務は、母子及び寡婦福祉資金の貸付と償還、母子相談業務等である。

ア 母子及び寡婦福祉資金の貸付

目的：配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進すること。

根拠：母子及び寡婦福祉法第13条第1項、第2項、第3項、第14条、第16条

母子及び寡婦福祉法施行令

母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱

平成21年度 母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領

No	資金の種類	区分	件数	金額(円)	
1	事業開始資金	母子			
		寡婦			
2	事業継続資金	母子			
		寡婦			
3	修学資金	母子	64	36,921,000	
		寡婦	7	4,304,000	
4	技能習得資金	母子	7	3,698,000	
		寡婦			
5	修業資金	母子	2	1,200,000	
		寡婦			
6	就職支度資金	母子			
		寡婦			
7	医療介護資金	母子			
		寡婦			
8	生活資金	母子	2	840,000	
		寡婦			
9	住宅資金	母子			
		寡婦			
10	転宅資金	母子			
		寡婦			
11	就学支度資金	母子	21	9,045,000	
		寡婦			
合計		母子	96	51,704,000	
		寡婦	7	4,304,000	

イ 母子相談業務（母子自立支援員）

目的：母子及び寡婦家庭の相談機関として母子自立支援員が配置され、母子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談、指導・助言を行っている。

根拠：母子及び寡婦福祉法（第8条）

当所には、3名の母子自立支援員が配置されている。

（平成15年度より母子相談員から母子自立支援員へ名称変更）

平成21年度 相談内容、指導受付状況

相談内容	相談回数
生活一般	93
児童	7
経済的支援等	4,047
その他	1
合計	4,148

生活一般・・・住宅、医療、家庭紛争（夫等の暴力、その他）就労、結婚、借金  
 児童・・・養育、教育、非行、就職  
 経済的・・・母子福祉資金（貸付、償還）寡婦福祉資金（貸付、償還）、公的年金、児童扶養手当、生活保護  
 支援等  
 その他・・・売店設置（法第25条）、たばこ販売（法第26条）、母子世帯向公営住宅（法第27条）、母子福祉施設の利用、母子生活支援施設（児童福祉法38条）

ウ 母子福祉協力員

目的：母子及び寡婦福祉法の規定により県が貸し付けた資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこと。また母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ること。

根拠：沖縄県母子福祉協力員規程

No	市町村名	担当地区	母子福祉協力員
1	宜野湾市	普天間・野嵩・新城・上原・喜友名・大山・伊佐	當山 菊枝
2		愛知・赤道・宜野湾・我如古・長田・神山・志真志	具志堅 キヨ
3		大謝名・真志喜・嘉数・真栄原・宇地泊・佐真下	川満 トキ子
4	沖縄市	池原・登川・知花・城前町・松本・美里・八重島・越來・東	仲松 千代子
5		南桃原・山里・久保田・山内・諸見里・園田・上地・胡屋・仲宗根町・中央	直井 静江
6		宮里・安慶田・古謝・室川・住吉・照屋	平敷 なお子
7		与儀・比屋根・高原・大里・泡瀬・桃原・海邦町	仲松 安子
8	うるま市	赤道・兼箇段・みどり町・安慶名・田場・喜屋武・高江洲・宮里	大石 悅子
9		川崎・西原・宇堅・赤野・仲嶺・平良川・上江洲・江洲・大田・具志川・豊原・塩屋・川田・前原・勝連・与那城	平川 みね子
10	うるま市石川 金武町 宜野座村	うるま市石川 金武町 宜野座村	山城 千賀子
11	読谷村 恩納村	読谷村 恩納村	小橋川 君代
12	北谷町 嘉手納町	北谷町 嘉手納町	キダー 直子
13	北中城村 中城村 管外	北中城村 中城村 その他	セイン 京子

## エ 管内の母子生活支援施設設置状況

目的：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。（入所の手続きは市の窓口）

基本法：児童福祉法第23条

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

施設名	認可世帯数	所在地	設置(経営)主体	施設長名	認可(設置)年月日	電話番号	入寮人員
レインボーハイツ	13	沖縄市宇嘉間良1-4-21	沖縄市	沖縄市長	S49. 6. 1	(098) 937-3298	2世帯 (7人)

## オ 管内の母子寡婦福祉会の設置状況

母子寡婦福祉会は、管内の全市町村で結成されている。

（平成21年3月現在）

市町村名	会長名	会員(人)	創立期	事業内容
うるま市	伊波 美智枝	860	S53. 2	○総会 ○ピクニック ○新入学児童激励会 ○講習会
宜野湾市	久留 蓉子	480	S53. 3	○新入学児童激励会及び総会 ○ピクニック ○講習会 ○研修会派遣
沖縄市	東門 明美	742	S52. 4	○総会 ○ビーチパーティ ○みかん狩り ○クリスマス会 ○新入学児童激励会
恩納村	松田 静子	50	S52	○総会 ○カーネーション頒布 ○親子ふれあい視察研修 ○うんなまつり母子会出店
宜野座村	大城 夏江	40	S43. 12	○総会
金武町	仲間 澄子	87	S58	○総会 ○新入学児童激励会 ○クリスマス会 ○講習会
読谷村	仲村 律子	245	S50. 4	○新入学児童激励会 ○総会 ○勉強会 ○運動会 ○子ども祭り ○もちつき大会
嘉手納町	宮城 明美	160	S53. 8	○総会 ○役員研修 ○親子サマーキャンプ ○クリスマス会 ○生け花講習
北谷町	祝嶺 静子	100	S47	○総会 ○ピクニック ○新入学児童激励会 ○講習会
北中城村	石嶺 智子	100	S56	○総会 ○社会見学 ○講演会 ○新入学児童激励会
中城村	永山 勝子	97	S58. 5	○総会 ○母子ピクニック